

(令和5年12月4日提出)

# 令和5年12月議会定例会議案

新 潟 市



## 令和5年12月議会定例会議案

### 目 次

議案第69号	令和5年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第70号	令和5年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	9
議案第71号	令和5年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	12
議案第72号	令和5年度新潟市と畜場事業会計補正予算	16
議案第73号	令和5年度新潟市介護保険事業会計補正予算	18
議案第74号	令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算	21
議案第75号	令和5年度新潟市水道事業会計補正予算	23
議案第76号	令和5年度新潟市病院事業会計補正予算	25
議案第77号	新潟市亀田あけぼの会館条例の廃止について	27
議案第78号	新潟市高齢者支援センター条例の廃止について	28
議案第79号	新潟市資源再生センター条例の廃止について	29
議案第80号	新潟市職業訓練センター条例の廃止について	30
議案第81号	新潟市老人デイサービスセンター条例の廃止について	31
議案第82号	新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について	32
議案第83号	新潟市子ども・子育て会議条例の一部改正について	33
議案第84号	新潟市給与条例等の一部改正について	34
議案第85号	新潟市教育職員給与条例の一部改正について	79
議案第86号	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	94
議案第87号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	95
議案第88号	新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	96
議案第89号	新潟市教育長の給与に関する条例の一部改正について	97
議案第90号	新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正について	98

議案第 9 1 号	新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	9 9
議案第 9 2 号	新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	1 0 0
議案第 9 3 号	新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 0 1
議案第 9 4 号	新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について	1 0 2
議案第 9 5 号	新潟市子ども条例の一部改正について	1 0 4
議案第 9 6 号	新潟市市税条例の一部改正について	1 1 0
議案第 9 7 号	新潟市立小学校条例の一部改正について	1 1 1
議案第 9 8 号	新潟市立幼稚園条例の一部改正について	1 1 2
議案第 9 9 号	新潟市体育施設条例の一部改正について	1 1 3
議案第 100号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	1 1 4
議案第 101号	新潟市保育所条例の一部改正について	1 2 0
議案第 102号	新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	1 2 1
議案第 103号	新潟市医療法施行条例の一部改正について	1 2 2
議案第 104号	新潟市プール条例の一部改正について	1 2 3
議案第 105号	新潟市道路占用料条例の一部改正について	1 2 4
議案第 106号	新潟市景観条例の一部改正について	1 2 9
議案第 107号	新潟市屋外広告物条例の一部改正について	1 3 2
議案第 108号	新潟市新潟駅前広場条例の一部改正について	1 3 4
議案第 109号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について	1 3 6
議案第 110号	新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正について	1 3 7
議案第 111号	町（字）の区域及び名称の変更について	1 3 8
議案第 112号	町（字）の区域及び名称の変更について	1 4 2

議案第113号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	150
議案第114号	当せん金付証票の発売について・・・・・・・・・・・・・・・・	151
議案第115号	契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・	152
議案第116号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	153
議案第117号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	154
議案第118号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	155
議案第119号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	156
議案第120号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	157
議案第121号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	158
議案第122号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	159
議案第123号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	161
議案第124号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	162
議案第125号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	163
議案第126号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	164
議案第127号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	166
議案第128号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	167
議案第129号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	168
議案第130号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	169
議案第131号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	170
議案第132号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	171
議案第133号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	172
議案第134号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	173
議案第135号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	174
議案第136号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	175
議案第137号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	176

議案第138号	指定管理者の指定について	177
議案第139号	指定管理者の指定について	178
議案第140号	指定管理者の指定について	179
議案第141号	指定管理者の指定について	181
議案第142号	指定管理者の指定について	182
議案第143号	指定管理者の指定について	183
議案第144号	指定管理者の指定について	184
議案第145号	指定管理者の指定について	185
議案第146号	指定管理者の指定について	186
議案第147号	指定管理者の指定について	187
議案第148号	指定管理者の指定について	191
議案第149号	指定管理者の指定について	193
議案第150号	指定管理者の指定について	194
議案第151号	指定管理者の指定について	195
議案第152号	指定管理者の指定について	196
議案第153号	指定管理者の指定について	197
議案第154号	指定管理者の指定について	198
議案第155号	指定管理者の指定について	199
議案第156号	指定管理者の指定について	200
議案第157号	指定管理者の指定について	201
議案第158号	指定管理者の指定について	202
議案第159号	指定管理者の指定について	203
議案第160号	指定管理者の指定について	204
議案第161号	指定管理者の指定について	205
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	206

議案第 69 号

**令和 5 年度新潟市一般会計補正予算（第 6 号）**

令和 5 年度新潟市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 549, 958 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 416, 419, 248 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		81,491,143	132,950	81,624,093
	1 国庫負担金	56,133,378	42,000	56,175,378
	2 国庫補助金	25,034,811	90,950	25,125,761
20 県支出金		21,623,566	7,633	21,631,199
	2 県補助金	5,265,518	450	5,265,968
	3 委託金	1,321,206	7,183	1,328,389
24 繰越金		1,609,712	3,312,076	4,921,788
	1 繰越金	1,609,712	3,312,076	4,921,788
25 諸収入		19,816,499	51,799	19,868,298
	5 雑入	1,648,807	51,799	1,700,606
26 市債		37,195,800	45,500	37,241,300
	1 市債	37,195,800	45,500	37,241,300
歳入	合計	412,869,290	3,549,958	416,419,248



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,016,601	△ 16,171	1,000,430
	1 議会費	1,016,601	△ 16,171	1,000,430
2 総務費		41,734,827	717,944	42,452,771
	1 総務管理費	36,916,592	622,419	37,539,011
	2 徴税費	3,368,487	30,046	3,398,533
	3 戸籍住民基本台帳費	990,435	65,862	1,056,297
	4 選挙費	97,640	△ 2,594	95,046
	5 統計調査費	76,331	12,484	88,815
	6 人事委員会費	104,079	△ 1,983	102,096
	7 監査委員費	181,263	△ 8,290	172,973
3 民生費		131,944,414	922,548	132,866,962
	1 社会福祉費	13,125,637	109,219	13,234,856
	2 児童福祉費	47,361,720	573,829	47,935,549
	3 障がい福祉費	25,633,650	41,920	25,675,570
	4 生活保護費	17,395,793	188,543	17,584,336
	5 老人福祉費	28,377,006	12,669	28,389,675
	6 国民年金費	50,608	△ 3,632	46,976
4 衛生費		35,518,110	1,360,896	36,879,006
	1 保健衛生費	24,937,859	1,210,418	26,148,277
	2 清掃費	10,580,251	150,478	10,730,729
5 労働費		524,696	1,168	525,864
	1 労働諸費	524,696	1,168	525,864
6 農林水産業費		6,430,059	65,706	6,495,765

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	3,081,127	49,117	3,130,244
	2 農地費	3,176,370	6,718	3,183,088
	3 水産業費	172,562	9,871	182,433
7 商工費		12,585,031	29,433	12,614,464
	1 商業費	11,151,513	11,986	11,163,499
	2 工業費	1,433,518	17,447	1,450,965
8 土木費		57,245,182	70,849	57,316,031
	2 道路橋りょう費	24,178,185	24,798	24,202,983
	3 港湾空港費	494,094	△ 709	493,385
	4 都市計画費	23,039,828	39,521	23,079,349
	5 公園緑地費	3,306,179	△ 6,238	3,299,941
	7 建築費	4,112,149	12,815	4,124,964
	8 住宅費	1,518,656	662	1,519,318
9 消防費		10,739,144	△ 19,940	10,719,204
	1 消防費	10,739,144	△ 19,940	10,719,204
10 教育費		58,097,643	417,525	58,515,168
	1 教育総務費	8,433,720	111,525	8,545,245
	2 小学校費	25,630,161	134,778	25,764,939
	3 中学校費	15,140,226	140,052	15,280,278
	4 高等学校費	1,590,833	20,528	1,611,361
	5 幼稚園費	414,838	△ 24,861	389,977
	6 特別支援学校費	1,456,830	2,844	1,459,674
	7 生涯学習費	2,714,791	10,512	2,725,303
	8 保健給食費	2,716,244	22,147	2,738,391
歳 出	合 計	412,869,290	3,549,958	416,419,248

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	明石庁舎執務室空調整備事業	31,000
		スポーツ施設新紙幣対応事業	28,000
		豊栄木崎野球場環境整備事業	25,400
	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム等改修事業	54,600
3 民生費	3 障がい福祉費	障がい福祉システム等改修事業	47,200
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興地域管理支援システム改修事業	6,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	擁壁崩壊防止事業	10,000

## 2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
10 教育費	1 教育総務費	通学車両整備事業	44,700	63,700

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路橋りょう維持補修平準化事業	令和 6年度	1,041,300
道路橋りょう新設改良平準化事業	令和 6年度	190,000
越後石山駅周辺整備事業	令和 6年度	110,000
公共建築物保全適正化推進事業	令和 6年度から 令和 7年度まで	3,510,000
公共建築物特定天井安全対策事業	令和 6年度	102,500

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業費	2,400	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	25,600	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
林道整備事業費	2,200	又は債券	利率見直し	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法	2,800	又は債券	利率見直し	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
急傾斜地整備事業費	11,200	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	18,700	発行	入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
小学校整備事業費	903,500	の地方公共団体と共同発行を含む。)	金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		917,700	の地方公共団体と共同発行を含む。)	金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

議案第70号

**令和5年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）**

令和5年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,309千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,801,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		6,162,832	△ 5,309	6,157,523
	1 他会計繰入金	6,162,831	△ 5,309	6,157,522
歳 入	合 計	70,806,615	△ 5,309	70,801,306



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,653,546	△ 4,711	1,648,835
	1 総務管理費	1,650,316	△ 4,711	1,645,605
4 保健事業費		680,681	△ 598	680,083
	1 保健事業費	64,736	165	64,901
	2 特定健康診査等事業費	615,945	△ 763	615,182
歳 出	合 計	70,806,615	△ 5,309	70,801,306

議案第 7 1 号

**令和 5 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 5 年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 7, 7 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 8 2, 2 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		566,224	272,392	838,616
	1 他会計繰入金	504,471	1,317	505,788
	2 基金繰入金	61,753	271,075	332,828
5 諸収入		124,484	25,340	149,824
	1 雑入	124,484	25,340	149,824
歳 入 合 計		1,384,503	297,732	1,682,235

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		530,518	297,732	828,250
	1 市場費	530,518	297,732	828,250
歳 出	合 計	1,384,503	297,732	1,682,235

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 中央卸売市場費	1 市場費	青果棟屋上防水改修事業	268,000

議案第 7 2 号

**令和 5 年度新潟市と畜場事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 5 年度新潟市のと畜場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
食肉センター設備改善事業	令和 6年度	267,000

議案第 7 3 号

**令和 5 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 3 号）**

令和 5 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 7 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0, 4 7 0, 0 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		20,528,497	12,100	20,540,597
	2 国庫補助金	5,675,027	12,100	5,687,127
7 繰入金		14,943,068	△ 2,328	14,940,740
	1 一般会計繰入金	14,036,077	△ 2,328	14,033,749
歳 入	合 計	90,460,278	9,772	90,470,050

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,104,634	10,864	2,115,498
	1 総務管理費	1,522,384	10,946	1,533,330
	3 介護認定調査・審査会費	438,608	△ 82	438,526
3 地域支援事業費		4,234,271	△ 1,092	4,233,179
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,594,408	△ 115	2,594,293
	2 一般介護予防事業費	89,286	15	89,301
	3 包括的支援事業・任意事業費	1,542,565	△ 992	1,541,573
歳 出	合 計	90,460,278	9,772	90,470,050

議案第74号

令和5年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	30,801,466	25,537 △4,558	30,822,445
第1項 営業費用	26,949,148	25,537 △4,558	26,970,127

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,329,209千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14,319,413千円は、」に、「及び当年度利益剰余金処分数1,252,912千円」を「及び当年度利益剰余金処分数1,243,116千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	37,062,832	850 △10,646	37,053,036
第 1 項 建設改良費	14,360,654	850 △10,646	14,350,858

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条第 1 号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
( 1 ) 職員給与費	1,447,463	1,456,916

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 75 号

**令和 5 年度新潟市水道事業会計補正予算（第 1 号）**

（総則）

第 1 条 令和 5 年度新潟市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	16,318,692	70,110 △50,016	16,338,786
第 1 項 営業費用	15,530,766	70,110 △50,016	15,550,860

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 8,568,764 千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 8,529,848 千円は、」に、「、当年度損益勘定留保資金 5,479,831 千円」を「、当年度損益勘定留保資金 5,451,607 千円」に、「及び建設改良積立金 2,126,511 千円で」を「及び建設改良積立金 2,115,819 千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	15,311,862	△38,916	15,272,946
第 1 項 建設改良費	11,744,170	△38,916	11,705,254

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,707,214	2,687,887

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

議案第76号

令和5年度新潟市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度新潟市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	27,205,359	859,271	28,064,630
第1項 医業収益	23,329,401	486,937	23,816,338
第2項 医業外収益	3,865,958	372,334	4,238,292

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	27,775,591	1,243,793	29,019,384
第1項 医業費用	27,309,154	1,243,793	28,552,947

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第10条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	12,631,711	13,010,103

(たな卸資産購入限度額)

第4条 予算第11条中「5,200,000千円」を「6,100,000千円」に改める。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一



議案第 77 号

**新潟市亀田あけぼの会館条例の廃止について**

新潟市亀田あけぼの会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市亀田あけぼの会館条例を廃止する条例**

新潟市亀田あけぼの会館条例（平成 16 年新潟市条例第 76 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 78 号

**新潟市高齢者支援センター条例の廃止について**

新潟市高齢者支援センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市高齢者支援センター条例を廃止する条例**

新潟市高齢者支援センター条例（平成 16 年新潟市条例第 63 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 79 号

**新潟市資源再生センター条例の廃止について**

新潟市資源再生センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市資源再生センター条例を廃止する条例**

新潟市資源再生センター条例（平成 7 年新潟市条例第 53 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

**新潟市職業訓練センター条例の廃止について**

新潟市職業訓練センター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市職業訓練センター条例を廃止する条例**

新潟市職業訓練センター条例（昭和 58 年新潟市条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 1 号

**新潟市老人デイサービスセンター条例の廃止について**

新潟市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例**

新潟市老人デイサービスセンター条例（平成 6 年新潟市条例第 2 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 2 号

**新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について**

新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例**

新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 西蒲区潟東健康センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 83 号

**新潟市子ども・子育て会議条例の一部改正について**

新潟市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例**

新潟市子ども・子育て会議条例（平成 25 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 次に掲げる事務を所掌するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき同項に規定する事務を処理すること。
- （2） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき同条に規定する事項を調査審議すること。
- （3） こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画を定め、又は変更しようとするときに、市長の諮問に応じ、市町村こども計画に係る事項を調査審議すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

### 新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第 1 条 新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「30 万 8, 600 円」を「30 万 9, 200 円」に改める。

第 22 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に改め、同条第 3 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 67.5」を「100 分の 70」に、「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

第 23 条第 3 項第 1 号中「100 分の 100」を「100 分の 105」に、「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 60」に改める。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）



一般俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	203,900	239,000	269,900	293,700	321,700	364,500	408,800	460,100
	2	157,300	205,600	240,600	271,600	295,800	323,800	367,000	411,200	463,100
	3	158,500	207,400	242,100	273,000	297,900	326,100	369,300	413,700	466,200
	4	159,600	209,100	243,600	274,700	299,900	328,200	371,800	416,100	469,200
	5	160,700	210,600	244,900	276,400	301,600	330,300	373,800	418,100	472,000
	6	161,800	212,200	246,500	278,100	303,500	332,200	376,200	420,400	474,900
	7	163,000	214,000	248,000	279,700	305,100	334,300	378,600	422,600	477,900
	8	164,100	215,700	249,400	281,600	306,600	336,300	381,000	424,900	481,000
	9	165,200	217,300	250,500	283,400	308,500	338,300	383,100	426,900	483,900
	10	166,500	219,000	251,900	285,400	310,700	340,300	385,800	429,100	486,800
	11	167,800	220,800	253,400	287,100	312,900	342,300	388,200	431,300	489,800
	12	169,100	222,500	254,700	288,800	315,100	344,400	390,900	433,500	492,800
	13	170,300	223,800	256,100	290,600	317,000	346,000	393,300	435,400	495,400
	14	171,800	225,600	257,300	292,300	319,100	348,000	395,600	437,400	497,700
	15	173,200	227,300	258,600	293,800	321,200	349,800	397,800	439,300	499,900
	16	174,800	229,000	259,600	295,000	323,200	351,800	400,200	441,300	502,100
17	175,900	230,600	260,900	296,900	325,000	353,500	402,000	443,200	504,200	

18	177,300	232,300	262,200	298,800	326,900	355,400	404,100	444,900	505,600
19	178,600	233,900	263,500	300,900	328,800	357,400	405,900	446,700	506,900
20	180,000	235,400	264,900	302,800	330,800	359,100	408,000	448,400	508,200
21	181,200	236,600	266,200	304,600	332,400	360,900	409,800	450,000	509,300
22	183,700	238,200	267,800	306,600	334,400	362,700	411,600	451,400	510,700
23	186,200	239,800	269,200	308,600	336,400	364,600	413,600	452,900	512,000
24	188,600	241,300	270,800	310,600	338,400	366,600	415,500	454,300	513,300
25	191,000	242,300	272,400	312,300	339,800	368,500	417,400	455,800	514,400
26	192,700	243,600	274,000	314,300	341,700	370,500	419,000	457,100	515,600
27	194,400	244,900	275,700	316,000	343,600	372,400	420,500	458,500	516,700
28	196,000	246,000	277,300	318,100	345,500	374,400	422,100	459,700	517,900
29	197,500	247,100	279,000	319,700	347,100	376,000	423,700	460,600	518,800
30	199,100	248,100	280,500	321,600	348,900	377,800	424,900	461,300	519,700
31	200,800	249,100	282,100	323,600	350,700	379,500	426,200	462,100	520,400
32	202,400	249,900	283,600	325,500	352,600	381,300	427,500	462,800	521,300
33	203,900	251,000	284,700	327,000	354,300	382,800	428,600	463,300	522,000
34	205,300	251,800	286,300	328,900	356,100	384,400	429,700	464,100	522,900
35	206,700	252,600	288,000	330,900	357,800	385,900	431,000	464,600	523,700
36	208,100	253,500	289,500	332,900	359,500	387,600	432,200	465,300	524,600
37	209,300	254,200	291,000	334,400	361,000	389,200	433,500	465,900	525,500
38	210,500	255,500	292,700	336,400	362,300	390,400	434,300	466,600	526,400
39	211,600	256,300	294,400	338,300	363,600	391,500	435,100	467,000	527,300
40	212,800	257,700	296,100	340,200	365,100	392,700	436,000	467,500	528,100
41	214,100	258,800	297,600	342,000	366,400	393,800	436,400	468,200	529,000
42	215,300	260,100	299,200	343,900	367,400	395,000	437,200	468,600	

43	216,500	261,200	300,600	345,700	368,600	396,000	437,900	469,100
44	217,800	262,400	302,100	347,600	369,800	397,100	438,600	469,600
45	218,800	263,500	303,600	349,000	370,600	398,000	439,200	470,100
46	220,100	264,700	305,200	350,600	371,500	398,500	440,000	
47	221,400	265,900	306,700	352,100	372,300	399,200	440,600	
48	222,500	266,800	308,300	353,600	373,200	399,800	441,300	
49	223,500	267,800	309,400	355,100	374,200	400,500	441,800	
50	224,600	268,800	310,900	356,200	375,000	401,100	442,500	
51	225,500	269,900	312,400	357,300	375,800	401,700	442,900	
52	226,600	270,900	314,000	358,400	376,500	402,300	443,500	
53	227,600	271,800	315,300	359,300	377,300	402,900	443,900	
54	228,500	272,800	316,900	360,400	377,900	403,600	444,500	
55	229,200	273,800	318,400	361,300	378,600	404,300	445,100	
56	230,000	274,800	319,900	362,300	379,300	404,900	445,700	
57	230,300	275,700	321,400	363,200	379,900	405,300	446,100	
58	231,000	276,600	322,500	363,900	380,400	406,000	446,500	
59	231,700	277,500	323,700	364,600	380,900	406,600	447,000	
60	232,300	278,500	324,800	365,300	381,600	407,200	447,500	
61	232,900	279,500	325,600	365,800	381,900	407,600	448,000	
62	233,700	280,400	326,600	366,400	382,600	408,100		
63	234,300	281,200	327,400	367,000	383,300	408,700		
64	234,800	282,100	328,400	367,700	383,900	409,300		
65	235,400	282,700	329,100	368,100	384,200	409,600		
66	235,900	283,600	329,800	368,700	384,900	410,000		
67	236,400	284,500	330,600	369,300	385,400	410,400		

68	237,000	285,400	331,400	370,000	386,000	410,800
69	237,500	286,000	332,100	370,400	386,400	411,200
70	238,100	286,700	332,800	371,100	387,000	411,500
71	238,500	287,400	333,400	371,600	387,500	411,800
72	239,000	288,200	334,100	372,200	388,100	412,300
73	239,600	289,000	334,600	372,600	388,400	412,700
74	240,200	289,500	335,200	373,300	389,000	413,100
75	240,600	290,000	335,700	373,800	389,500	413,600
76	241,100	290,300	336,300	374,400	390,000	414,000
77	241,700	290,500	336,600	374,700	390,200	414,300
78	242,400	290,900	337,000	375,200	390,600	
79	243,000	291,100	337,500	375,800	391,000	
80	243,300	291,400	337,900	376,400	391,300	
81	243,700	291,600	338,300	376,900	391,500	
82	244,200	291,900	338,700	377,400	391,800	
83	244,800	292,300	339,100	377,900	392,200	
84	245,200	292,700	339,600	378,200	392,500	
85	245,700	292,900	340,000	378,600	392,700	
86	246,200	293,300	340,500	378,900	393,000	
87	246,700	293,600	341,000	379,300	393,300	
88	247,100	294,000	341,400	379,700	393,600	
89	247,600	294,300	341,700	380,200	393,800	
90	248,000	294,700	342,200	380,500	394,100	
91	248,300	294,900	342,500	380,800	394,400	
92	248,600	295,300	342,900	381,100	394,700	

93	248,800	295,500	343,100	381,300	394,900				
94		295,800	343,600	381,600					
95		296,100	344,000	381,900					
96		296,500	344,500	382,200					
97		296,700	344,700	382,400					
98		297,000	345,100	382,700					
99		297,200	345,600	383,000					
100		297,600	346,100	383,300					
101		297,800	346,300	383,500					
102		298,200	346,700						
103		298,600	346,900						
104		298,900	347,300						
105		299,100	347,700						
106		299,400	348,100						
107		299,600	348,500						
108		300,000	348,900						
109		300,200	349,300						
110		300,600	349,700						
111		300,800	350,100						
112		301,200	350,500						
113		301,400	350,900						
114		301,800							
115		302,100							
116		302,500							
117		302,700							

	118		303,000							
	119		303,200							
	120		303,500							
	121		303,800							
	122		304,000							
	123		304,300							
	124		304,600							
	125		304,900							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		185,100	212,000	255,800	275,600	290,700	316,300	358,100	391,800	443,000

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第3  
1条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職俸給表（１）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	260,600	344,800	405,000	474,200
	2	263,100	347,800	407,900	476,400
	3	265,500	350,600	410,300	478,500
	4	268,000	353,500	412,900	480,700
	5	270,200	355,900	415,300	482,900
	6	274,000	358,900	417,500	485,000
	7	277,700	361,800	419,500	487,100
	8	281,500	364,600	421,500	489,200
	9	285,000	366,700	423,500	491,200
	10	289,000	369,300	426,200	493,300
	11	292,900	371,900	428,700	495,400
	12	296,900	374,700	431,300	497,500
	13	300,300	377,400	433,500	499,500
	14	304,300	380,800	435,900	501,600
	15	308,200	383,700	438,400	503,700
	16	312,100	387,300	440,800	505,800
17	315,700	390,400	442,700	507,800	

18	319,200	392,900	445,100	509,800
19	322,700	395,200	447,200	511,700
20	326,200	397,800	449,400	513,700
21	329,700	400,200	451,000	515,400
22	333,400	402,400	453,200	517,300
23	336,800	404,200	455,400	519,200
24	340,100	406,000	457,800	521,100
25	343,400	407,900	459,700	522,800
26	345,900	410,100	461,900	524,500
27	348,300	412,200	463,900	526,300
28	350,600	414,400	466,100	528,100
29	352,600	416,500	468,200	529,800
30	354,400	418,600	470,400	531,600
31	356,100	420,500	472,600	533,400
32	358,100	422,500	474,800	535,200
33	359,900	424,400	476,700	536,900
34	362,300	426,300	478,700	538,700
35	364,200	427,900	480,800	540,500
36	366,400	429,700	482,900	542,200
37	368,200	431,400	484,900	543,800
38	370,400	433,400	486,700	545,400
39	372,500	435,200	488,500	547,000
40	374,300	437,100	490,300	548,600
41	376,200	438,800	491,900	550,100
42	377,300	440,500	493,700	551,500



43	378,000	442,100	495,400	552,900
44	378,800	443,800	497,200	554,300
45	380,000	445,600	498,700	555,400
46	381,400	447,200	500,500	556,400
47	382,800	448,800	502,300	557,400
48	384,200	450,500	504,100	558,400
49	385,200	452,200	505,600	559,400
50	386,100	454,000	506,900	560,300
51	386,900	455,800	508,200	561,200
52	387,700	457,600	509,500	562,100
53	388,500	459,400	510,600	562,900
54	389,400	460,600	511,900	563,800
55	390,000	461,800	513,200	564,700
56	390,700	463,000	514,500	565,600
57	391,300	464,100	515,700	566,400
58	392,100	465,100	516,600	567,300
59	392,800	466,000	517,500	568,200
60	393,600	467,000	518,400	569,100
61	394,000	467,700	519,200	570,000
62	394,500	468,400	520,100	570,900
63	395,000	469,100	521,000	571,800
64	395,500	469,800	521,900	572,700
65	395,700	470,400	522,700	573,600
66		471,100	523,600	
67		471,800	524,500	

68	472,500	525,400
69	472,800	526,200
70	473,500	527,100
71	474,200	528,000
72	474,900	528,900
73	475,400	529,600
74	476,100	530,500
75	476,800	531,300
76	477,500	532,200
77	477,900	532,900
78	478,500	533,800
79	479,100	534,600
80	479,700	535,500
81	480,200	536,200
82	480,800	537,100
83	481,400	538,000
84	482,000	538,900
85	482,400	539,600
86	483,000	540,500
87	483,600	541,400
88	484,200	542,300
89	484,600	543,100
90	485,200	
91	485,800	
92	486,400	

	93		486,800		
	94		487,400		
	95		488,000		
	96		488,600		
	97		489,000		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		297,500	340,000	394,700	468,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職俸給表（２）

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	161,300	197,500	232,000	257,000	285,400	329,200	372,200	438,500
前	2	162,700	199,100	233,600	258,200	287,300	331,200	374,900	441,000
再	3	164,100	200,700	235,200	259,400	289,300	333,400	377,400	443,500
任	4	165,500	202,300	236,600	260,700	291,200	335,400	380,100	446,100
用	5	166,800	203,700	237,900	261,700	293,100	337,300	382,300	448,600
短	6	168,600	205,200	239,500	262,800	295,200	339,400	385,000	451,200
時	7	170,300	206,700	241,000	263,800	297,000	341,300	387,600	453,700
間	8	172,000	208,200	242,600	264,800	298,900	343,300	390,300	456,200
勤	9	173,600	209,700	243,400	265,900	300,700	344,900	392,500	458,600
務	10	175,300	211,100	244,700	266,600	302,600	347,000	394,900	461,100
職	11	176,900	212,700	246,000	267,400	304,000	349,000	397,100	463,500
員	12	178,700	214,400	247,200	268,300	305,400	351,100	399,600	465,900
以	13	180,100	215,800	248,600	269,200	307,400	352,500	401,500	468,400
外	14	181,800	217,400	249,900	270,300	309,300	354,500	403,600	469,900
の	15	183,700	218,800	251,100	271,200	311,300	356,400	405,700	471,200
職	16	185,500	220,300	252,400	272,300	313,300	358,200	407,900	472,600
員	17	187,300	221,600	253,100	273,600	315,200	359,900	409,700	473,900

18	188,800	223,200	254,200	275,200	317,200	361,800	411,700	475,200
19	190,500	224,900	255,200	276,700	319,200	363,800	413,800	476,400
20	192,300	226,400	256,300	278,400	321,200	365,900	415,800	477,600
21	193,700	227,600	257,500	279,900	323,100	367,500	417,600	479,000
22	195,200	229,100	258,200	281,500	325,000	369,600	419,000	480,300
23	196,700	230,500	259,100	283,100	326,800	371,600	420,600	481,700
24	198,200	232,000	260,000	284,600	328,700	373,700	422,200	483,000
25	199,600	233,100	260,900	286,300	330,200	375,300	423,500	484,300
26	201,000	234,400	262,000	288,000	332,100	377,100	424,700	485,600
27	202,400	235,600	262,900	289,700	333,900	378,900	426,000	486,900
28	203,800	236,800	263,900	291,300	335,900	380,700	427,300	488,200
29	205,100	238,000	265,100	292,800	337,300	382,300	428,600	489,500
30	206,200	239,300	266,600	294,200	339,000	384,000	429,900	490,600
31	207,500	240,800	268,000	295,900	340,800	385,700	431,200	491,700
32	208,800	242,100	269,400	297,400	342,500	387,500	432,300	492,900
33	210,000	243,000	270,500	299,000	343,900	388,900	433,300	494,100
34	211,300	244,200	272,200	300,700	345,700	390,000	434,600	495,000
35	212,500	245,000	273,700	302,400	347,500	391,300	435,800	495,900
36	213,900	246,100	275,200	304,100	349,400	392,600	437,000	496,900
37	214,900	247,300	276,600	305,500	351,000	393,700	438,300	497,900
38	216,100	248,400	278,000	307,100	352,600	394,700	439,100	
39	217,400	249,400	279,600	308,500	354,300	395,800	439,800	
40	218,600	250,500	280,900	310,000	356,000	397,000	440,600	
41	219,600	251,500	282,100	311,600	357,200	398,000	441,000	
42	220,800	252,300	283,400	313,100	358,500	398,700	441,600	

43	221,900	253,100	284,900	314,700	359,700	399,300	442,100
44	223,100	253,700	286,300	316,400	361,000	400,100	442,700
45	224,100	254,700	287,700	317,300	361,900	400,600	443,100
46	225,200	256,000	289,400	318,800	363,100	401,200	443,500
47	226,100	257,100	291,100	320,200	364,300	401,800	444,000
48	227,100	258,300	292,600	321,800	365,500	402,400	444,500
49	227,900	259,600	293,800	323,000	366,400	402,900	444,800
50	228,800	261,000	295,400	324,100	367,300	403,400	445,200
51	229,700	262,000	296,600	325,300	368,300	404,100	445,800
52	230,600	263,100	298,000	326,600	369,300	404,700	446,300
53	230,800	264,100	299,100	327,600	370,100	405,300	446,600
54	231,500	265,300	300,500	328,500	370,900	405,900	
55	232,000	266,400	301,900	329,600	371,800	406,600	
56	232,700	267,400	303,400	330,700	372,600	407,200	
57	233,300	268,300	304,400	331,200	373,400	407,500	
58	234,000	269,300	305,600	332,200	374,000	408,000	
59	234,600	270,500	306,900	333,000	374,800	408,400	
60	235,100	271,500	308,300	333,900	375,500	408,800	
61	235,700	272,400	309,300	334,600	376,000	409,100	
62	236,200	273,500	310,400	335,300	376,700	409,400	
63	236,700	274,600	311,700	336,000	377,400	409,900	
64	237,200	275,600	312,900	336,700	377,900	410,400	
65	237,700	276,500	314,100	337,200	378,200	410,700	
66	238,400	277,400	314,900	337,700	378,900		
67	239,000	278,200	315,700	338,400	379,600		

68	239,600	279,200	316,500	339,100	380,200
69	240,000	280,100	317,100	339,700	380,600
70	240,600	281,100	317,900	340,300	381,100
71	241,000	282,100	318,500	340,900	381,700
72	241,400	283,100	319,300	341,500	382,200
73	242,000	283,600	320,000	341,900	382,700
74	242,700	284,300	320,600	342,300	383,200
75	243,300	285,000	321,200	342,800	383,700
76	243,700	285,700	321,800	343,400	384,300
77	243,900	286,200	322,300	343,800	384,800
78	244,300	286,700	322,700	344,300	385,300
79	244,800	287,300	323,100	344,800	385,800
80	245,000	287,900	323,600	345,200	386,300
81	245,300	288,500	324,200	345,500	386,700
82	245,600	289,000	324,700	345,900	387,200
83	245,900	289,500	325,200	346,300	387,600
84	246,200	290,000	325,700	346,600	388,100
85	246,500	290,200	326,100	347,100	388,500
86		290,400	326,400	347,400	
87		290,600	326,700	347,700	
88		290,900	327,100	348,000	
89		291,100	327,500	348,300	
90		291,400	327,800	348,600	
91		291,700	328,200	349,000	
92		292,000	328,500	349,400	

	93		292,300	328,800	349,700				
	94		292,500	329,100	350,100				
	95		292,800	329,500	350,500				
	96		293,100	329,900	350,800				
	97		293,400	330,100	351,000				
	98		293,700	330,400	351,400				
	99		294,000	330,700	351,800				
	100		294,300	331,000	352,200				
	101		294,600	331,200	352,600				
	102		294,800	331,500	353,000				
	103		295,100	331,700	353,400				
	104		295,400	332,000	353,800				
	105		295,600	332,200	354,300				
	106			332,600					
	107			332,800					
	108			333,100					
	109			333,300					
	110			333,700					
	111			334,000					
	112			334,300					
	113			334,500					
定 年 前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円



再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	186,200	212,300	244,200	257,500	283,100	324,100	366,300	428,500
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職俸給表（3）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円	円
年	1	176,600	204,100	249,100	270,400	291,200	332,000	375,100
前	2	178,000	205,900	250,900	271,200	292,700	334,200	377,700

再	3	179,500	207,900	252,700	272,100	294,200	336,100	380,300
任	4	180,900	209,700	254,400	273,000	296,000	338,200	383,000
用	5	182,400	211,700	255,700	273,500	297,300	340,000	385,200
短	6	183,900	213,700	256,900	274,500	299,100	342,200	387,600
時	7	185,400	215,800	258,000	275,100	300,700	344,100	390,000
間	8	186,900	217,900	259,200	275,900	302,500	346,200	392,300
勤	9	188,200	219,800	259,900	276,900	304,000	347,700	394,300
務	10	189,900	221,200	260,800	277,600	305,700	349,500	396,500
職	11	191,500	222,600	261,600	278,500	307,300	351,400	398,900
員	12	193,100	223,800	262,400	279,500	308,700	353,300	401,100
以	13	194,500	225,100	263,300	280,300	310,200	355,100	403,300
外	14	196,500	226,400	264,200	281,200	311,700	357,100	405,400
の	15	198,500	227,900	265,000	282,100	313,500	359,100	407,600
職	16	200,500	229,100	265,900	283,100	315,200	361,200	409,800
員	17	202,600	230,200	266,400	284,000	316,600	363,100	411,800
	18	204,500	231,600	267,400	285,200	318,200	365,100	413,700
	19	206,500	233,100	268,200	286,100	319,800	367,100	415,900
	20	208,500	234,500	269,000	287,300	321,300	369,200	418,000
	21	210,400	235,600	269,500	288,400	322,700	371,100	419,700
	22	212,300	237,200	270,400	290,000	324,300	373,200	421,600
	23	214,300	238,900	271,200	291,100	325,600	375,300	423,400
	24	216,400	240,700	271,800	292,600	327,100	377,300	425,300
	25	217,900	241,500	272,600	293,500	328,300	379,100	427,100
	26	219,200	243,100	273,300	295,100	329,700	381,000	428,700
	27	220,400	244,800	274,100	296,600	331,200	383,000	430,400

28	221,700	246,400	275,000	298,300	332,800	384,900	431,900
29	222,800	247,900	276,100	299,200	333,800	386,600	433,000
30	223,800	249,200	277,200	300,500	335,300	388,400	434,500
31	225,100	250,500	278,500	302,000	336,800	390,200	436,100
32	226,200	251,600	279,900	303,300	338,100	392,100	437,500
33	227,100	252,600	281,000	304,500	339,500	393,800	439,200
34	228,300	253,600	282,300	306,000	341,100	395,400	440,800
35	229,600	254,300	283,400	307,500	342,600	397,200	442,300
36	230,800	255,200	284,700	309,000	344,100	398,900	443,800
37	231,800	255,900	285,900	310,200	345,700	400,600	445,100
38	233,100	256,800	287,200	311,700	347,200	402,300	446,400
39	234,400	257,700	288,500	313,000	348,700	404,000	447,700
40	235,700	258,700	289,800	314,500	350,300	405,700	448,900
41	236,500	259,100	290,800	315,700	351,600	407,200	450,000
42	237,800	259,900	292,100	317,200	353,100	408,700	450,800
43	239,100	260,600	293,300	318,600	354,600	410,300	451,600
44	240,400	261,200	294,700	319,900	356,200	411,700	452,400
45	241,500	261,800	295,800	320,900	357,500	413,000	453,100
46	242,800	262,500	297,100	322,200	359,000	414,400	453,700
47	244,000	263,400	298,500	323,600	360,500	416,000	454,400
48	245,300	264,200	299,900	324,900	361,700	417,400	455,200
49	246,100	264,900	300,900	325,900	363,000	419,000	456,000
50	247,100	265,700	302,200	327,300	364,400	420,600	456,500
51	248,100	266,400	303,300	328,500	365,800	422,100	457,100
52	249,000	267,300	304,600	329,800	367,100	423,600	457,700

53	249,700	268,300	305,700	331,200	368,600	424,800	458,400
54	250,600	269,400	307,100	332,500	369,800	426,200	459,200
55	251,600	270,600	308,500	333,800	370,900	427,500	460,000
56	252,500	271,900	309,700	335,200	372,000	428,900	460,800
57	253,100	272,900	310,600	336,100	373,200	430,000	461,700
58	254,000	274,400	311,700	337,500	374,200	430,700	
59	254,500	275,600	313,000	338,700	375,200	431,400	
60	255,300	277,000	314,300	340,100	376,000	432,100	
61	255,900	278,200	315,200	341,200	376,700	432,600	
62	256,600	279,500	316,500	342,400	377,500	433,300	
63	257,400	280,800	317,700	343,700	378,200	434,000	
64	258,100	282,100	318,900	344,900	378,900	434,700	
65	258,700	283,100	320,200	345,900	379,600	435,200	
66	259,400	284,300	321,400	347,000	380,200	435,700	
67	260,100	285,500	322,700	348,200	381,000	436,100	
68	260,700	286,800	323,900	349,400	381,700	436,500	
69	261,300	287,700	324,700	350,400	382,400	436,900	
70	262,000	289,100	325,900	351,500	383,100		
71	262,700	290,500	327,000	352,400	383,800		
72	263,700	291,800	327,900	353,400	384,500		
73	264,800	292,700	329,100	354,200	385,000		
74	266,100	294,100	330,200	355,300	385,500		
75	267,100	295,200	331,400	356,300	386,000		
76	268,200	296,500	332,400	357,400	386,600		
77	269,000	297,700	333,400	358,200	387,000		

78	269,900	299,000	334,600	359,000	387,600
79	270,900	300,200	335,800	359,800	388,100
80	272,000	301,300	337,000	360,500	388,600
81	272,600	301,900	338,000	361,000	388,800
82	273,600	303,000	339,100	361,500	389,300
83	274,400	304,200	340,100	362,100	389,800
84	275,300	305,400	341,100	362,600	390,300
85	275,900	306,200	341,900	363,300	390,600
86	276,800	307,400	342,900	363,900	390,800
87	277,500	308,500	343,900	364,400	391,100
88	278,300	309,600	344,900	365,000	391,500
89	279,100	310,800	345,900	365,300	391,700
90	280,000	311,900	346,600	365,700	392,100
91	280,800	313,100	347,400	366,200	392,400
92	281,600	314,200	348,100	366,800	393,000
93	282,300	315,200	348,800	367,100	393,500
94	283,300	316,000	349,400	367,600	
95	284,200	316,700	350,100	368,100	
96	285,100	317,400	350,700	368,500	
97	285,600	317,900	351,100	368,900	
98	286,300	318,500	351,600	369,400	
99	287,100	319,200	352,000	369,900	
100	288,000	319,800	352,500	370,300	
101	288,500	320,200	352,900	370,800	
102	289,300	320,800	353,300	371,300	

103	289,900	321,400	353,800	371,800			
104	290,700	322,000	354,300	372,300			
105	291,400	322,300	354,700	372,800			
106	291,800	322,700	355,200	373,300			
107	292,300	323,200	355,600	373,800			
108	292,800	323,600	355,900	374,300			
109	293,100	324,000	356,200	374,800			
110	293,400	324,400	356,700	375,200			
111	293,700	324,700	357,200	375,700			
112	294,000	325,100	357,700	376,200			
113	294,100	325,400	358,200	376,800			
114	294,500	325,800	358,600				
115	294,900	326,200	359,100				
116	295,200	326,400	359,500				
117	295,400	326,600	359,800				
118	295,800	327,000	360,300				
119	296,200	327,400	360,700				
120	296,600	327,600	361,200				
121	296,900	327,800	361,600				
122	297,300	328,200	362,100				
123	297,600	328,500	362,600				
124	297,800	328,800	363,100				
125	298,000	329,000	363,500				
126	298,400	329,400					
127	298,600	329,800					

128	299,000	330,100					
129	299,200	330,300					
130	299,600	330,600					
131	299,900	331,000					
132	300,100	331,200					
133	300,300	331,400					
134	300,700	331,800					
135	301,100	332,100					
136	301,400	332,500					
137	301,600	332,700					
138	302,000	333,100					
139	302,400	333,500					
140	302,700	333,900					
141	302,900	334,100					
142	303,200	334,500					
143	303,500	334,900					
144	303,800	335,300					
145	304,000	335,600					
146	304,400	336,000					
147	304,700	336,400					
148	305,000	336,700					
149	305,200	337,000					
150	305,500	337,400					
151	305,700	337,800					
152	306,000	338,200					

	153	306,300	338,500					
	154	306,600						
	155	306,900						
	156	307,200						
	157	307,500						
	158	307,800						
	159	308,000						
	160	308,300						
	161	308,700						
	162	309,000						
	163	309,300						
	164	309,600						
	165	310,000						
	166	310,300						
	167	310,600						
	168	310,900						
	169	311,300						
定 年 前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円



再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員								
	231,600	255,900	263,300	273,400	290,100	327,500	372,300	

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

消防職俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	181,700	197,500	221,800	260,500	300,400	324,600	350,300	383,600
前	2	183,400	199,200	223,800	262,300	302,200	326,800	352,500	385,800
再	3	185,100	201,000	225,800	263,900	303,800	328,800	354,700	387,600
任	4	186,800	202,800	227,800	265,600	305,600	330,700	356,800	389,700

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5	188,300	204,500	229,700	267,300	307,200	332,800	358,800	391,300
	6	190,200	206,500	231,400	268,900	309,100	334,500	360,900	393,300
	7	192,000	208,700	233,400	270,400	310,900	336,100	362,900	395,200
	8	193,900	210,800	235,200	272,100	313,000	337,400	365,000	396,900
	9	195,500	212,700	237,200	273,400	314,700	339,200	366,600	398,400
	10	197,200	215,100	238,800	274,900	316,900	341,400	368,700	400,300
	11	198,900	217,500	240,600	276,200	318,900	343,600	370,600	402,400
	12	200,600	219,800	242,300	277,300	320,800	345,700	372,700	404,400
	13	202,200	221,700	244,100	278,600	322,700	347,600	374,200	406,000
	14	204,200	223,500	245,900	279,900	324,500	349,700	376,400	408,100
	15	206,100	225,200	247,700	280,800	326,000	351,700	378,200	410,100
	16	208,100	226,900	249,500	281,900	327,400	353,800	380,300	412,100
	17	210,100	228,800	250,900	282,600	329,300	355,700	381,900	413,800
	18	212,200	230,400	252,700	284,000	331,400	357,700	383,800	415,600
	19	214,400	232,300	254,400	285,100	333,500	359,500	385,800	417,400
	20	216,700	234,000	256,000	286,300	335,600	361,500	387,700	419,100
	21	218,700	235,500	257,600	287,400	337,400	363,100	389,300	420,600
	22	220,500	237,100	258,800	288,300	339,400	365,000	391,200	422,200
	23	222,200	238,900	259,900	289,500	341,400	366,800	393,300	423,800
	24	223,900	240,700	261,200	290,500	343,400	368,700	395,300	425,400
	25	225,800	242,200	262,400	291,400	345,300	370,500	396,900	426,800
	26	227,500	243,900	263,600	293,200	347,300	372,500	399,000	428,300
	27	229,200	245,500	265,000	294,700	349,100	374,500	401,000	429,800
	28	230,800	247,100	266,000	296,200	351,100	376,400	403,000	431,400
	29	232,600	248,200	266,900	297,900	352,800	378,200	404,500	432,500

30	234,200	250,000	267,800	299,700	354,700	380,300	406,300	434,100
31	236,000	251,700	268,900	301,300	356,500	382,300	408,100	435,800
32	237,800	253,300	269,800	302,900	358,400	384,300	409,800	437,400
33	239,300	254,600	270,400	304,400	359,800	386,000	411,600	438,600
34	240,900	256,100	271,400	306,100	361,900	388,100	413,200	440,200
35	242,500	257,300	272,200	307,800	363,800	390,200	414,800	441,900
36	244,100	258,700	273,000	309,400	365,800	392,000	416,400	443,400
37	245,300	259,900	273,900	311,100	367,400	393,600	417,800	444,900
38	247,000	261,100	274,800	312,600	369,500	395,100	419,200	445,700
39	248,700	262,300	275,600	314,300	371,500	396,500	420,600	446,400
40	250,400	263,200	276,300	315,700	373,600	398,000	422,100	447,100
41	251,700	264,200	277,300	317,100	375,500	399,300	423,400	447,500
42	253,000	265,200	278,400	318,500	377,500	400,400	424,700	448,100
43	254,200	266,200	279,200	320,100	379,600	401,600	426,000	448,800
44	255,400	267,100	279,800	321,600	381,500	402,800	427,200	449,400
45	256,500	267,800	280,700	323,300	383,100	403,900	428,300	450,200
46	257,500	268,700	282,100	325,200	384,900	405,000	429,000	450,900
47	258,500	269,500	283,400	326,900	386,500	406,100	429,800	451,400
48	259,300	270,400	284,800	328,700	388,200	407,300	430,500	452,000
49	260,000	271,300	286,100	330,100	389,800	408,500	431,000	452,500
50	260,800	272,200	287,700	331,500	390,900	409,200	431,700	453,100
51	261,900	273,100	289,100	332,900	392,000	410,000	432,300	453,500
52	262,800	273,900	290,400	334,400	393,100	410,700	433,000	454,100
53	263,400	274,600	291,600	335,900	394,200	411,300	433,400	454,600
54	264,400	275,400	293,200	337,600	395,300	412,000	434,000	455,100

55	265,000	276,300	294,700	339,000	396,400	412,600	434,700	455,600
56	265,900	277,100	296,100	340,700	397,600	413,200	435,300	456,100
57	266,800	277,900	297,400	341,700	398,800	413,700	435,900	456,500
58	267,500	279,300	299,000	343,300	399,500	414,200	436,600	456,800
59	268,300	280,400	300,700	345,000	400,300	414,800	437,200	457,200
60	269,000	281,800	302,200	346,600	401,100	415,400	437,800	457,600
61	269,800	283,000	303,500	348,000	401,700	415,800	438,200	458,000
62	270,400	284,400	305,000	349,700	402,400	416,300	438,700	
63	271,000	285,600	306,500	351,400	403,000	416,900	439,100	
64	271,500	287,000	307,900	352,900	403,700	417,300	439,500	
65	272,400	288,200	309,200	354,500	404,000	417,800	440,100	
66	273,400	289,400	310,700	356,100	404,600	418,300	440,400	
67	274,300	290,700	312,200	357,600	405,300	418,800	440,800	
68	275,200	291,800	313,800	359,100	405,900	419,300	441,200	
69	276,000	293,300	315,000	360,400	406,300	419,700	441,600	
70	277,300	294,600	316,400	361,800	406,800	420,200	441,900	
71	278,500	296,100	317,600	363,100	407,400	420,500	442,200	
72	279,700	297,300	319,000	364,600	407,800	420,900	442,500	
73	280,600	298,300	319,700	365,800	408,100	421,300	443,000	
74	281,700	299,600	321,400	367,200	408,600	421,700	443,400	
75	282,900	300,800	323,100	368,500	409,200	422,200	443,800	
76	283,900	301,900	324,600	369,900	409,700	422,600	444,100	
77	284,800	302,900	326,100	371,100	410,000	422,800	444,500	
78	285,900	304,300	327,800	372,300	410,600	423,100		
79	286,900	305,500	329,300	373,500	411,000	423,500		

80	287,600	306,800	330,900	374,600	411,400	423,700
81	288,500	308,000	332,600	375,700	411,800	424,000
82	289,600	309,300	334,200	376,900	412,400	424,300
83	290,600	310,300	335,900	378,100	412,800	424,600
84	291,600	311,600	337,500	379,300	413,300	424,800
85	292,700	312,500	339,000	380,400	413,500	425,000
86	293,800	314,000	340,500	381,000	413,900	
87	294,700	315,400	342,000	381,600	414,300	
88	295,700	316,900	343,500	382,200	414,800	
89	296,700	318,000	344,800	382,800	415,200	
90	297,800	319,400	346,300	383,400	415,600	
91	298,900	320,900	347,600	384,000	416,000	
92	300,000	322,400	349,100	384,600	416,400	
93	300,400	323,600	350,400	384,900	416,700	
94	301,700	325,000	351,800	385,400		
95	303,000	326,400	353,300	385,900		
96	304,300	327,700	354,700	386,400		
97	305,000	328,700	356,100	386,600		
98	306,100	330,100	357,200	387,200		
99	307,300	331,400	358,300	387,800		
100	308,500	332,700	359,500	388,300		
101	309,600	334,000	360,600	388,500		
102	310,600	335,300	361,600	389,100		
103	311,700	336,500	362,800	389,600		
104	312,700	337,700	364,000	390,100		

105	313,600	338,700	365,100	390,400				
106	314,200	339,800	365,700	390,900				
107	314,800	340,900	366,200	391,200				
108	315,500	341,800	366,800	391,600				
109	315,900	343,000	367,400	391,800				
110	316,500	344,000	367,900	392,200				
111	317,100	345,000	368,500	392,600				
112	317,800	346,000	369,000	392,900				
113	318,400	346,800	369,400	393,100				
114	319,200	347,800	370,000	393,500				
115	320,000	348,800	370,400	393,900				
116	320,700	349,800	370,900	394,300				
117	321,200	350,700	371,300	394,500				
118	322,000	351,300	371,900	394,800				
119	322,700	351,800	372,400	395,100				
120	323,500	352,400	372,900	395,400				
121	324,100	352,800	373,300	395,700				
122	324,600	353,200	373,800	396,000				
123	325,000	353,700	374,300	396,400				
124	325,500	354,100	374,800	396,900				
125	325,800	354,500	375,100	397,300				
126		355,000	375,600					
127		355,500	376,100					
128		355,800	376,600					
129		356,100	376,800					

	130		356,600	377,300					
	131		357,000	377,800					
	132		357,500	378,300					
	133		357,800	378,500					
	134		358,300	379,000					
	135		358,700	379,400					
	136		359,100	379,800					
	137		359,300	380,100					
	138		359,700	380,600					
	139		360,100	381,100					
	140		360,500	381,600					
	141		360,700	381,900					
	142		361,200						
	143		361,700						
	144		362,200						
	145		362,400						
定		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員								
	237,800	249,500	253,700	289,000	306,200	320,400	344,000	379,400

備考 この表は、消防吏員（消防長及び消防企画監を除く。）に適用する。

別表第6（第4条関係）

福祉職俸給表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定		円	円	円	円	円	円
年	1	170,700	219,100	262,700	282,900	321,700	364,500
前	2	171,900	220,700	264,200	284,100	323,800	367,000
再	3	173,100	222,400	265,600	285,700	326,100	369,300



任	4	174,400	224,100	267,000	287,000	328,200	371,800
用	5	175,300	225,800	268,000	288,300	330,300	373,800
短	6	176,800	227,500	269,300	290,300	332,200	376,200
時	7	178,200	229,200	270,400	292,000	334,300	378,600
間	8	179,600	230,800	271,900	293,700	336,300	381,000
勤	9	180,800	232,500	272,900	295,500	338,300	383,100
務	10	182,100	233,900	273,800	297,400	340,300	385,800
職	11	183,500	235,200	274,900	299,300	342,300	388,200
員	12	184,900	236,500	275,700	301,200	344,400	390,900
以	13	186,200	237,900	276,900	302,600	346,000	393,300
外	14	187,500	239,400	278,000	304,800	348,000	395,600
の	15	188,800	240,900	279,300	306,800	349,800	397,800
職	16	190,200	242,300	280,600	308,800	351,800	400,200
員	17	191,500	243,700	282,000	310,600	353,500	402,000
	18	193,000	245,300	283,700	312,600	355,400	404,100
	19	194,600	246,800	285,100	314,200	357,400	405,900
	20	196,100	248,200	286,400	315,700	359,100	408,000
	21	197,300	249,000	287,800	317,500	360,900	409,800
	22	198,900	250,300	289,500	319,600	362,700	411,600
	23	200,600	251,600	290,900	321,700	364,600	413,600
	24	202,200	252,800	292,500	323,800	366,600	415,500
	25	203,700	254,100	294,100	325,700	368,500	417,400
	26	205,300	255,700	295,500	327,700	370,500	419,000
	27	207,000	257,200	297,100	329,700	372,400	420,500
	28	208,600	258,700	298,600	331,600	374,400	422,100

29	210,300	260,000	299,800	333,400	376,000	423,700
30	211,700	261,200	301,000	335,200	377,800	424,900
31	213,100	262,300	302,300	337,100	379,500	426,200
32	214,400	263,600	303,700	339,000	381,300	427,500
33	215,600	264,700	305,200	340,600	382,800	428,600
34	216,800	265,900	306,600	342,500	384,400	429,700
35	218,000	266,900	308,200	344,200	385,900	431,000
36	219,000	267,900	309,700	346,100	387,600	432,200
37	220,300	268,800	311,000	347,600	389,200	433,500
38	221,600	270,000	312,500	349,300	390,400	434,300
39	222,900	271,100	313,800	351,200	391,500	435,100
40	224,200	272,200	315,200	352,900	392,700	436,000
41	225,200	273,400	316,600	354,500	393,800	436,400
42	226,300	274,800	318,100	356,300	395,000	437,200
43	227,400	276,200	319,500	358,000	396,000	437,900
44	228,500	277,500	321,000	359,600	397,100	438,600
45	229,300	278,900	322,100	361,400	398,000	439,200
46	230,300	280,300	323,300	362,700	398,500	440,000
47	231,200	281,700	324,400	364,200	399,200	440,600
48	232,100	283,200	325,500	365,700	399,800	441,300
49	232,700	284,500	326,300	366,700	400,500	441,800
50	233,500	285,800	327,200	367,900	401,100	442,500
51	234,600	287,200	328,100	369,000	401,700	442,900
52	235,300	288,500	328,900	370,100	402,300	443,500
53	235,600	289,600	329,800	370,800	402,900	443,900

54	236,700	290,600	330,600	371,700	403,600	444,500
55	237,200	291,800	331,400	372,500	404,300	445,100
56	237,800	292,900	332,200	373,400	404,900	445,700
57	238,400	294,300	332,700	374,200	405,300	446,100
58	239,100	295,700	333,400	375,000	406,000	446,500
59	239,800	297,100	334,000	375,700	406,600	447,000
60	240,500	298,500	334,500	376,500	407,200	447,500
61	241,200	299,500	334,900	377,400	407,600	448,000
62	241,800	300,800	335,500	378,100	408,100	
63	242,200	302,000	336,100	378,800	408,700	
64	242,600	303,400	336,700	379,400	409,300	
65	243,300	304,500	336,900	379,900	409,600	
66	244,100	305,600	337,300	380,400	410,000	
67	244,900	306,800	337,800	381,100	410,400	
68	245,800	308,000	338,200	381,800	410,800	
69	246,600	308,800	338,600	382,200	411,200	
70	247,600	309,900	339,100	382,900	411,500	
71	248,500	311,100	339,600	383,500	411,800	
72	249,100	312,300	340,100	384,100	412,300	
73	249,700	313,300	340,500	384,500	412,700	
74	250,600	313,800	341,000	385,100	413,100	
75	251,500	314,400	341,400	385,700	413,600	
76	252,200	315,000	341,700	386,300	414,000	
77	253,000	315,800	342,000	386,800	414,300	
78	253,900	316,500	342,400	387,400		

79	254,700	317,200	342,900	387,900
80	255,400	317,900	343,400	388,600
81	256,200	318,200	343,600	388,900
82	257,000	318,700	344,100	389,400
83	257,700	319,200	344,500	390,000
84	258,300	319,600	345,000	390,400
85	258,900	319,900	345,300	390,700
86	259,700	320,300	345,700	391,100
87	260,400	320,700	346,000	391,600
88	261,200	321,100	346,400	392,000
89	261,700	321,500	346,600	392,300
90	262,300	321,900	347,000	392,600
91	263,000	322,300	347,400	392,900
92	263,700	322,600	347,700	393,200
93	264,100	322,900	348,000	393,600
94	264,800	323,300		
95	265,400	323,700		
96	265,900	324,100		
97	266,300	324,500		
98	267,000	324,900		
99	267,700	325,200		
100	268,300	325,500		
101	268,800	325,800		
102	269,300	326,100		
103	269,800	326,400		

104	270,300	326,800				
105	270,500	327,100				
106	270,700	327,400				
107	271,000	327,700				
108	271,300	328,100				
109	271,600	328,500				
110	272,000	328,900				
111	272,300	329,100				
112	272,700	329,500				
113	272,900	329,800				
114	273,300	330,200				
115	273,700	330,500				
116	274,100	330,800				
117	274,300	331,100				
118	274,700	331,400				
119	275,000	331,800				
120	275,300	332,000				
121	275,500	332,200				
122	275,900					
123	276,200					
124	276,500					
125	276,700					
126	277,100					
127	277,400					
128	277,700					

129	277,900					
130	278,300					
131	278,700					
132	279,100					
133	279,300					
134	279,600					
135	280,000					
136	280,300					
137	280,500					
138	280,800					
139	281,000					
140	281,300					
141	281,500					
142	281,800					
143	282,100					
144	282,400					
145	282,700					
146	283,000					
147	283,200					
148	283,500					
149	283,800					
150	284,100					
151	284,300					
152	284,600					

	153	284,900					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
	198,600	241,500	255,900	289,400	316,300	358,100	

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 新潟市給与条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第23条第3項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の5

0」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「378,000」に、「422,000」を「425,000」に、「472,000」を「475,000」に、「533,000」を「536,000」に、「608,000」を「612,000」に、「710,000」を「714,000」に、「830,000」を「835,000」に改める。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「398,000」を「400,000」に、「456,000」を「459,000」に、「516,000」を「519,000」に、「596,000」を「600,000」に、「693,000」を「697,000」に、「791,000」を「796,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「334,000」に、「367,000」を「369,000」に、「394,000」を「396,000」に改める。

第6条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の16



5」を「100分の175」に改める。

第6条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年新潟市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改める。

附則第5項の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同項中「一部改正給与条例」を「令和4年一部改正給与条例」に改め、「以後に」の次に「勤務する」を加える。

附則中第12項を第14項とし、第7項から第11項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「一部改正教育職員給与条例」を「令和4年一部改正教育職員給与条例」に改め、「以後に」の次に「勤務する」を、「支給する」の次に「当該勤務に対する」を加え、同項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例(令和 年新潟市条例第 号。以下この項において「令和5年一部改正教育職員給与条例」という。)による改正後の教育職員給与条例別表第1の規定は、令和5年一部改正教育職員給与条例附則第1項の規定にかかわらず、令和6年1月1日以後に勤務する非常勤講師に支給する当該勤務に対する基本報酬について適用する。

附則第5項の次に次の1項を加える。

6 新潟市給与条例等の一部を改正する条例(令和 年新潟市条例第 号。以下この項において「令和5年一部改正給与条例」という。)第1条の規定による改正後の給与条例別表第1から別表第6までの規定は、令和5年一部改正給与条例附則第2項の規定にかかわらず、令和6年1月1日以後に勤務するパートタイム会計年度任用職員(基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給される者に限る。)に支給する当該勤務

に対する基本報酬について適用する。

第8条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第17条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して支給する。

2 勤勉手当は、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する職員の総額は、著しく困難であると認められる特別の事情がある場合を除き、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給又は基本報酬の月額及びこれに対する地域手当の月額又は地域手当に相当する報酬の月額の合計額とする。

5 第16条第4項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。

6 前条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第17条の2第1項」と読み替えるものとする。

第18条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第23条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び附則第4項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新潟市給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条第1項第1号及び別表第1から別表第6までの規定、第3条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の規定並びに第5条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の表及び同条第2項の表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第3項第1号及び第2号の規定、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定、改正後の任期付研究員条例第6条第3項の規定並びに第7条の規定による改正後の新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第16条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟市給与条例、第3条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による

給与の内払とみなす。

(新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「を除く」を「のうち、別に定めるものを除く」に改める。

議案第 85 号

### 新潟市教育職員給与条例の一部改正について

新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市教育職員給与条例の一部を改正する条例

新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

教育職俸給表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700

8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800

33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	
39	242,100	293,800	351,500	403,600	
40	243,600	295,500	353,400	405,000	
41	245,000	296,800	355,300	406,600	
42	246,300	298,800	357,200	408,000	
43	247,500	300,700	359,100	409,300	
44	248,600	302,700	361,000	410,700	
45	249,700	304,700	362,800	412,100	
46	250,900	306,800	364,700	413,400	
47	252,100	309,000	366,600	414,900	
48	253,100	311,200	368,500	416,400	
49	254,200	313,300	370,100	418,000	
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	

58	264,400	330,200	385,800	431,900
59	265,400	332,200	387,400	433,100
60	266,400	334,100	389,000	434,300
61	267,300	335,900	390,200	435,500
62	268,100	337,900	391,600	436,800
63	268,900	339,900	393,000	438,100
64	269,700	341,800	394,300	439,300
65	270,800	343,500	395,500	440,500
66	272,100	345,500	396,700	441,700
67	273,400	347,500	398,000	442,900
68	274,700	349,500	399,300	444,100
69	275,900	351,300	400,600	445,300
70	277,100	353,200	401,900	446,500
71	278,300	355,100	403,300	447,700
72	279,500	357,000	404,500	448,900
73	280,500	358,600	405,700	450,000
74	281,500	360,500	407,100	450,600
75	282,500	362,300	408,500	451,100
76	283,400	364,200	409,800	451,600
77	284,300	366,000	411,000	452,100
78	285,200	367,700	412,200	
79	286,100	369,300	413,500	
80	287,000	370,900	414,900	
81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400	



83	289,900	375,200	418,400
84	290,900	376,500	419,600
85	291,900	377,600	420,800
86	292,900	379,000	422,000
87	293,900	380,400	423,200
88	294,900	381,700	424,200
89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700

108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	
111	315,600	405,600	
112	316,100	406,400	
113	316,600	407,000	
114	317,000	407,700	
115	317,500	408,400	
116	317,900	409,100	
117	318,400	409,700	
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	

	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700	417,600			
	147	328,000	417,900			
	148	328,300	418,100			
	149	328,500	418,300			
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任		基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額
用短時間勤		円	円	円	円	円
務職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考

1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600

12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000

37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	
39	241,300	268,900	351,000	373,800	
40	242,700	271,000	352,600	375,200	
41	244,000	273,300	354,100	376,300	
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	
45	249,100	282,000	360,700	382,000	
46	250,400	284,200	362,400	383,600	
47	251,600	286,300	363,700	385,100	
48	252,700	288,200	365,100	386,600	
49	253,800	290,300	366,300	387,900	
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	

62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500

87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		



112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900

137	401,200
138	401,500
139	401,800
140	402,100
141	402,400
142	402,700
143	403,000
144	403,300
145	403,500
146	403,800
147	404,100
148	404,300
149	404,500
150	404,800
151	405,100
152	405,300
153	405,500
154	405,800
155	406,100
156	406,300
157	406,500
158	406,800
159	407,100
160	407,300

	161		407,500			
定年前再任		基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額	基準俸給 月額
用短時間勤		円	円	円	円	円
務職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市教育職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新潟市教育職員給与条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

議案第 86 号

**新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について**

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 32 年新潟市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第 2 項中「、第 9 条の 2 及び第 13 条」を「及び第 9 条の 2」に改め、同条第 3 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 4 項中「、第 13 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 87 号

**新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について**

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第 2 項中「、第 15 条及び第 17 条」を「及び第 15 条」に改め、同条第 3 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 4 項中「、第 17 条」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 88 号

### 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年新潟市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100分の145」を「100分の155」に改める。

第 2 条 新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「1, 167, 000 円」を「1, 174, 000 円」に改め、同条第 2 号中「942, 000 円」を「948, 000 円」に改める。

第 4 条ただし書中「100分の155」を「100分の150」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の新潟市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正前の新潟市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づき令和 5 年 12 月 1 日を基準日として既に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 89 号

**新潟市教育長の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市教育長の給与に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「817,000 円」を「822,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 90 号

**新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和 35 年新潟市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を次のように改める。

ただし、期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 145 を乗じて得た額とし、期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した者にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき俸給の月額にその額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 9 1 号

**新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 4 1 年新潟市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「7 9 7, 0 0 0 円」を「8 0 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 2 号

**新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 1 9 年新潟市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「7 9 7, 0 0 0 円」を「8 0 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

**新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

第 1 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年新潟市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 145」を「100 分の 155」に改める。

第 2 条 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「781,000 円」を「786,000 円」に、「703,000 円」を「707,000 円」に、「655,000 円」を「659,000 円」に改める。

第 6 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 150」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第 1 条の規定による改正前の新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき令和 5 年 12 月 1 日を基準日として既に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 9 4 号

### 新潟市職員退職手当支給条例の一部改正について

新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟市職員退職手当支給条例（昭和 2 8 年新潟市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 4 項中「俸給月額の変更」の次に「（附則第 3 0 項において「俸給月額 7 割措置」という。）」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

3 0 当分の間、俸給月額 7 割措置の適用を受ける者で、その者の基礎在職期間のうち俸給月額 7 割措置によりその者の俸給月額が減額された日（以下「7 割措置減額日」という。）前において第 4 条の 3 第 1 項の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある者に対する退職手当の基本額は、当該理由が生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前俸給月額」という。）が 7 割措置減額日の前日におけるその者の俸給月額（給与条例附則第 3 7 項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員にあつては人事委員会で定める額。以下「7 割措置前俸給月額」という。）よりも多く、かつ 7 割措置前俸給月額が退職日俸給月額より多いときは、第 4 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特別特定減額前俸給月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前俸給月額を基礎として、第 3 条から第 4 条の 2 までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前俸給月額を基礎として、第3条から第4条の2までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の7割措置前俸給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前俸給月額に対する割合

(3) 退職日俸給月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第4条の2までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前俸給月額に対する割合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

### 新潟市子ども条例の一部改正について

新潟市子ども条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市子ども条例の一部を改正する条例

新潟市子ども条例（令和 3 年新潟市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

目次中「権利侵害」を「権利の侵害」に、「第 17 条」を「第 17 条—第 32 条」に、「第 18 条—第 21 条」を「第 33 条—第 36 条」に、「第 22 条」を「第 37 条」に改める。

第 4 章の章名中「権利侵害」を「権利の侵害」に改める。

第 17 条を次のように改める。

（相談及び救済）

第 17 条 市は、次条に定める新潟市子どもの権利救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

第 22 条を第 37 条とする。

第 5 章中第 21 条を第 36 条とし、第 20 条を第 35 条とする。

第 19 条第 6 項ただし書中「補欠委員」を「、補欠委員」に改め、同条を第 34 条とし、第 18 条を第 33 条とする。

第 4 章中第 17 条の次に次の 15 条を加える。

（救済委員の設置）

第 18 条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

(救済委員の定数及び任期等)

第19条 救済委員は、3人以内とします。

2 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

3 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(代表救済委員)

第20条 救済委員のうちから代表救済委員1人を置き、救済委員の互選により定めます。

2 代表救済委員は、救済委員の会議を主宰し、救済委員を代表します。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、救済委員のうちから代表救済委員があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

(兼職の禁止)

第21条 救済委員は、次の職を兼ねることができません。

(1) 衆議院議員

(2) 参議院議員

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次の職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。

- (3) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (6) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

(救済委員の責務)

第23条 救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

- 2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。
- 3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(尊重及び協力)

第24条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

- 2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。
- 3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に次条第1項に規定する相談又は救済の申立てを行わなければなりません。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談又は救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に住所を有する子どもに関するもの
- (2) 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除きます。）に関するもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）



2 救済の申立ては、書面、口頭又は電子メール、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができます。

(調査及び調整)

第26条 救済委員は、救済の申立てに関わる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第27条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 救済委員の行為に関するものであるとき。
- (4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (5) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。
- (6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

（是正の勧告等）

第28条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

（報告及び公表）

第29条 救済委員は、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、その関係する市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

(再調査等)

第30条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、その関係する市の機関に対し、改めて是正等の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求めるため意見表明をすることができます。

(活動状況の報告)

第31条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

(庶務等)

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定は、相談・調査専門員に準用します。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 96 号

**新潟市市税条例の一部改正について**

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市市税条例の一部を改正する条例**

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「市税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第 46 条第 2 項中「規則で定める様式による」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 97 号

**新潟市立小学校条例の一部改正について**

新潟市立小学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市立小学校条例の一部を改正する条例**

新潟市立小学校条例（昭和 39 年新潟市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立豊栄南小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 98 号

**新潟市立幼稚園条例の一部改正について**

新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市立幼稚園条例の一部を改正する条例**

新潟市立幼稚園条例（昭和 39 年新潟市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新潟市立牡丹山幼稚園の項及び新潟市立市之瀬幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 99 号

### 新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 のうち 1（1）の表備考を次のように改める。

備考 回数券及び定期券は、この表に規定する回数券及び定期券の交付を受けた体育施設以外の体育施設及び新潟市都市公園条例（昭和 32 年新潟市条例第 44 号）に規定する白根総合公園白根カルチャーセンターの体育館においても利用することができる。ただし、新潟市陸上競技場における高校生の回数券及び定期券は、他の体育施設で利用することはできない。

別表第 2 のうち 1（3）の表中備考 3 を削り、別表第 2 のうち 1（4）の表備考を次のように改める。

備考 回数券及び定期券については、この表に規定する回数券及び定期券の交付を受けた体育施設以外の体育施設及び新潟市都市公園条例に規定する白根総合公園白根カルチャーセンターの柔道場においても利用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の新潟市体育施設条例別表第 2 のうち 1（1）の表備考 2、（3）の表備考 3 及び（4）の表備考 2 の規定により発行したプリペイドカードは、令和 8 年 3 月 31 日までの間は従前のおり使用できるものとする。

議案第100号

### 新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の3」を「第21条の4」に改める。

第10条第1項中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に、「第16項第2項」を「第16条第2項」に改める。

第14条第2項中「第9条の3又は第12条の2の基礎賦課額、第12条の5の2又は第12条の5の5の後期高齢者支援金等賦課額及び第12条の6の介護納付金賦課額の合算額（第17条の規定により減額した場合には、その減額した額とする。）」を「当該年度において課される保険料の額」に改め、同条第4項中「次条第1項」を「次条」に改める。

第15条を次のように改める。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第9条の3、第12条の2、第12条の5の2若しくは第12条の5の5の額（



被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第12条の6の額又は第17条第1項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の4第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の3、第12条の2、第12条の5の2若しくは第12条の5の5の額若しくは第12条の6の額又は第17条第1項各号に定める額、第17条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号に定める額、第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の

属する月の前月まで、月割をもつて行う。

第17条第1項第1号中「同法附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「同法附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「同法附則第35条の2の6第15項」を「同法附則第35条の2の6第11項」に改める。

第17条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第17条の4を第17条の5とし、第17条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の2又は第12条の5の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の6」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の3又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、この端数の切上げを行つた後の額とする。）

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい

て、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の2又は第12条の5の5」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の3又は第12条の2」とあるのは「第12条の6」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第6章中第21条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる

は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第17条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 101 号

**新潟市保育所条例の一部改正について**

新潟市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市保育所条例の一部を改正する条例**

新潟市保育所条例（昭和 39 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立山潟保育園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 年 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第102号

**新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「修了したもの」の次に「（新たに放課後児童健全育成事業者採用された日から起算して2年以内に修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年3月31日までに新たに放課後児童健全育成事業者採用された放課後児童支援員については、この条例による改正後の第10条第3項中「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者採用された日から起算して2年以内に修了することを予定している者を含む。）」とあるのは「修了したもの（新たに放課後児童健全育成事業者採用された日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

議案第103号

**新潟市医療法施行条例の一部改正について**

新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市医療法施行条例の一部を改正する条例**

新潟市医療法施行条例（平成24年新潟市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第4条第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。



議案第 104 号

### **新潟市プール条例の一部改正について**

新潟市プール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

### **新潟市プール条例の一部を改正する条例**

新潟市プール条例（平成 19 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「について、相続、合併又は」を「が当該プールを譲渡し、又はプールの開設者について相続、合併若しくは」に改め、「あったときは、」の次に「当該プールを譲り受けた者又は」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 105 号

**新潟市道路占用料条例の一部改正について**

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例**

新潟市道路占用料条例（昭和 47 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

550
840
1,100
490
780
1,100
49
5
3
480
290
970
410
2,000
970

「

600
920
1,200
540
860
1,200
54
5
3
530
320
1,100
450
1,900
1,100

20
29
44
58
88
120
200
290
580
3
10
780
490
290
970
970
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
990
600

23
32
48
64
96
130
230
320
640
3
11
860
540
320
1,100
1,100
Aに0.004を 乗じて得た額
Aに0.006を 乗じて得た額
Aに0.007を 乗じて得た額
950
570

970
20
200
200
2,000
780
20
200
20
200
2,000
990
970
Aに0.033を 乗じて得た額
200
97
Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を

を

1,100
19
190
190
1,900
860
19
190
19
190
1,900
950
1,100
Aに0.031を 乗じて得た額
190
110
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.004を 乗じて得た額
Aに0.006を

に改める。

乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を

乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.031を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を

乗じて得た額
Aに0.033を
乗じて得た額

乗じて得た額
Aに0.031を
乗じて得た額

」

」

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 改正後の新潟市道路占用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料の額について適用し、施行日前の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

### (経過措置)

- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の許可又は同法第35条の同意を受けた場合における施行日以後に引き続く占用に係る占用料の額は、前項の規定により適用することとされる新条例の規定により徴収すべき占用料の額が当該占用料を徴収する年度（以下「徴収年度」という。）の前年度に賦課した占用料の額（徴収年度の前年度の占用期間が徴収年度の占用期間と異なる場合は、徴収年度の前年度の占用期間が徴収年度の占用期間と同一であるものとしたときに賦課すべきこととなる徴収年度の前年度の占用料の額）に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、同項の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

議案第106号

### 新潟市景観条例の一部改正について

新潟市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市景観条例の一部を改正する条例

新潟市景観条例（平成19年新潟市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 景観の形成等（第7条―第13条）」を

「第3章 景観の形成等

第1節 信濃川本川大橋下流沿岸地区における事前協議（第6条の2―第6条の7）

第2節 景観法に基づく行為の届出等（第7条―第13条）」

に改める。

第7条の前に次の1節及び節名を加える。

第1節 信濃川本川大橋下流沿岸地区における事前協議

（事前協議の対象区域等）

第6条の2 新潟市景観計画（平成19年新潟市告示第59号）に定める特別区域のうち信濃川本川大橋下流沿岸地区（以下「信濃川本川大橋下流沿岸地区」という。）において、法第16条第1項の規定による届出をしようとする者又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする者のうち、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内で、高さ50メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転を行おうとする者は、事前協議（規則で定める構想段階及び設計段階のそれぞれにおいて、良好な景観の形成に関する事項について市長と協議することをいう。以下同じ。）をしなければならない。

2 事前協議を行おうとする者は、市長に対し、協議の申出をしなければならない。

3 市長は、事前協議の申出があったときには、協議する事項及び協議の方針を定め、当

該申出をした者に対し、通知するものとする。

4 事前協議を行おうとする者が前項の通知を受けたときは、事前協議において協議する事項及び協議の方針に対する対応を届け出なければならない。

5 市長は、第3項の協議する事項及び協議の方針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(デザイン等の基準)

第6条の3 市長は、事前協議に関して、建築物のデザイン等の基準を定めることができる。

2 市長は前項のデザイン等の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(専門家の関与)

第6条の4 市長は、事前協議の申出があった場合において、専門的知識を有する者等を交えた協議の場を設けなければならない。この場合において、当該申出をした者は、当該協議の場に参加しなければならない。

(協議の終了等)

第6条の5 事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 事前協議が調ったとき。

(2) 事前協議が調わないこととなった場合において、当該申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申出をしたとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該申出をした者に対し、当該事前協議の結果を通知するものとする。

(協議結果内容の変更等)

第6条の6 事前協議の申出をした者は、前条第2項に規定する通知に記載された市長との合意事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めたときは、この限りでない。



2 前項の規定による協議（以下「変更協議」という。）を行おうとする者は、市長に対し、協議の申出をしなければならない。

3 前2条の規定は、変更協議について準用する。この場合において、これらの規定中「事前協議」とあるのは「変更協議」と読み替えるものとする。

第6条の7 前条の規定は、変更された市長との合意事項に係る変更をしようとする場合について準用する。

#### 第2節 景観法に基づく行為の届出等

第7条第1項中「（平成19年新潟市告示第59号）」を削り、「特別区域のうち信濃川本川大橋下流沿岸地区（以下「信濃川本川大橋下流沿岸地区」という。）」を「信濃川本川大橋下流沿岸地区」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （準備行為）

2 改正後の新潟市景観条例第6条の3の規定に基づく建築物のデザイン等の基準の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市景観条例の例により行うことができる。

議案第107号

### 新潟市屋外広告物条例の一部改正について

新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項ただし書中「ただし、」の次に「第4条の2若しくは第10条の2の規定により、第1項の許可を受けようとする者又は」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（許可の特例）

第4条の2 市長は、第6条から第8条までの規定にかかわらず、特に良好な景観の形成に寄与する広告物等又はその表示若しくは設置が公益上その他の理由によりやむを得ない広告物等で景観上支障がないものと認めるときは、第3条第1項又は前条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

第10条第5項第1号中「又は第9号」を「、第9号又は第11号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（禁止地域及び禁止物件の特例許可）

第10条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する広告物等については、第7条並びに第8条第1項第5号（街灯柱に係る部分に限る。）及び第7号（路上変圧器に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

（1） 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等で良好な景観の形成に寄与するものと認めるとき。

（2） 広告料収入を公益上必要な施設又は物件の設置又は維持管理に要する費用の全

部又は一部に適正に充てるものと認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当する広告物等については、第7条及び第8条（第1項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号（路上変圧器に係る部分を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

（1） 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等で良好な景観の形成に寄与するものと認めるとき。

（2） 広告料収入を規則で定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に適正に充てるものと認めるとき。

第27条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 第4条の2並びに第10条の2第1項及び第2項の規定により、第3条第1項又は第4条第1項の許可をしようとするとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

### 新潟市新潟駅前広場条例の一部改正について

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例

新潟市新潟駅前広場条例（昭和57年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（入場の制限等）

第1条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場に入場しようとする者の入場を禁じ、又は広場を利用する者（以下「利用者」という。）の退去を命ずることができる。

- （1） 広場の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認める場合
- （2） 施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認める場合
- （3） 次条の規定に違反した場合
- （4） その他広場の管理運営上支障があると認める場合

2 前項の規定により利用者の退去を命ずる場合については、第6条の規定は適用しない。

第2条各号列記以外の部分中「広場を利用する者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条第1号を次のように改める。

- （1） 施設又は設備を毀損し、又は汚損すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に、「広場の管理」を「広場の管理運営」に、「認める行為」を「特に認める行為」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- （3） 球戯、スケートボード、ローラースケート、バイシクルモトクロスその他これ

らに類する行為をすること。

第4条第1項中「バスの待機所」の次に「、バスの案内所」を加える。

第5条中「広場の管理」の次に「又はバスの円滑な乗降」を加える。

別表のうち(1)の表バスの発着所及びバスの待機所の項の次に次のように加える。

バスの案内所	新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）別表の4の項の規定の例による。	3年以内
--------	---------------------------------------	------

別表のうち(2)の表備考4中「南口中央広場」を「広場」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第1項、第5条並びに別表のうち(1)の表及び(2)の表の改正規定  
公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日

議案第 109 号

**新潟市消防関係手数料条例の一部改正について**

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例**

新潟市消防関係手数料条例（平成 22 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 2 の項中「第 20 条第 1 項又は第 3 項に規定する」を「第 20 条第 1 項若しくは第 3 項又は高圧法第 39 条の 2 第 1 項の規定による」に改め、「同項に規定する特定変更工事に係る完成検査を」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 0 号

**新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正について**

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例**

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成 1 8 年新潟市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表西区の項区域の欄中「小新南 1 丁目から 2 丁目まで」の次に「、小新流通東」を加える。

附 則

この条例は、小新流通東に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 2 項の規定による市長の告示の効力が生ずる日から施行する。

議案第 1 1 1 号

**町（字）の区域及び名称の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
小新	大通	3 8 3 6 から 3 8 3 8 まで、3 8 3 9 の 1 の一部、 3 8 3 9 の 2 の一部、3 8 6 6 の 1 の一部、 3 8 6 6 の 2 の一部、 3 8 6 7 の 1 から 3 8 6 7 の 3 まで、 3 8 6 8 の 1 から 3 8 6 8 の 3 まで、 3 8 6 9 の 1、3 8 6 9 の 2、3 8 7 1 の 1、 3 8 7 1 の 2 の一部	流通 1 丁目
流通 1 丁目	—	8 の 2、9	小新流通東
小新	大通	3 8 3 9 の 1 の一部、3 8 3 9 の 2 の一部、 3 8 4 0 の 1 から 3 8 4 0 の 3 まで、 3 8 4 1 の 1 から 3 8 4 1 の 3 まで、 3 8 4 2 の 1 から 3 8 4 2 の 3 まで、	

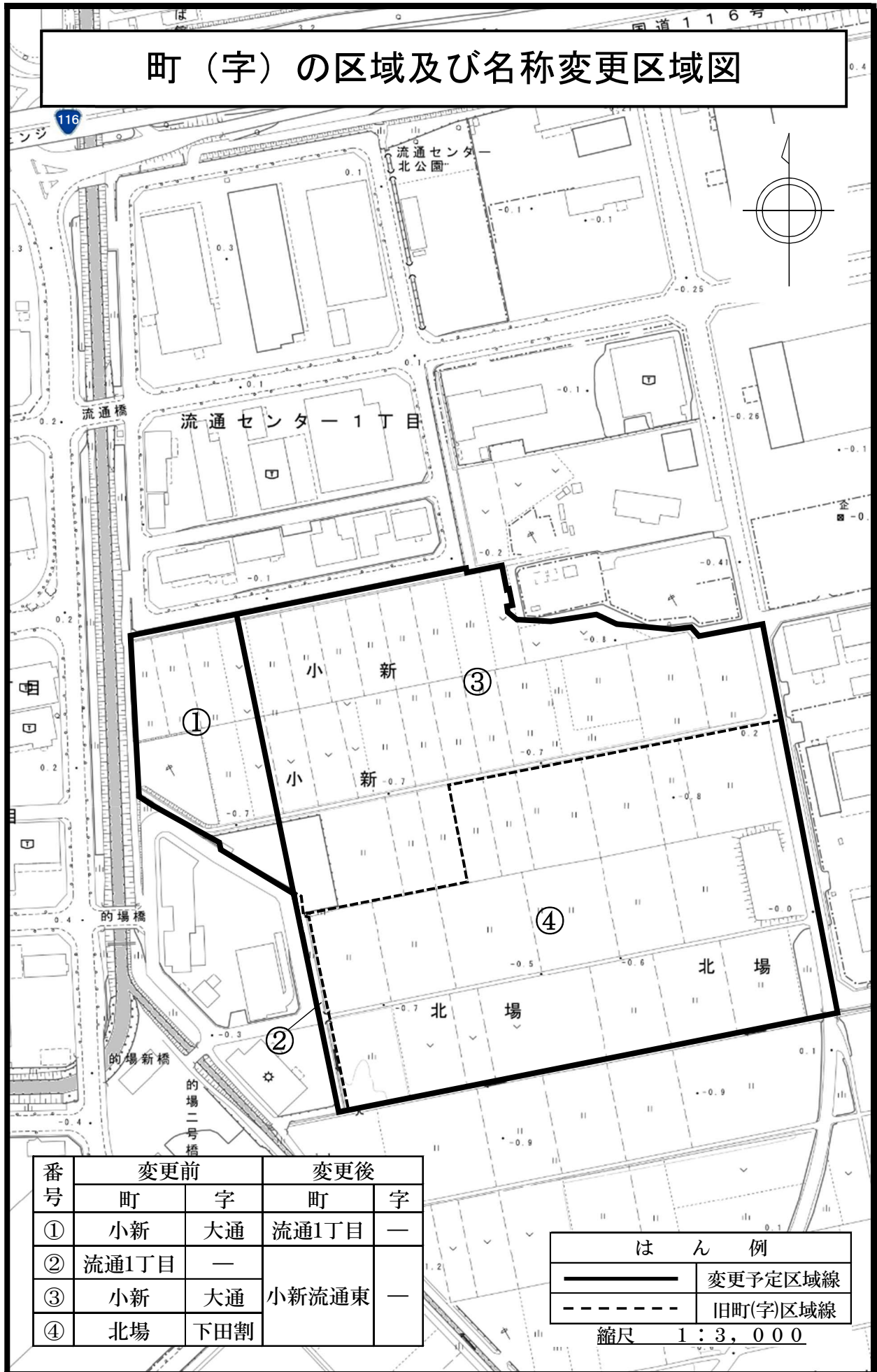


		<p>3843の1から3843の3まで、</p> <p>3844の1から3844の3まで、</p> <p>3845の1から3845の3まで、</p> <p>3846の1から3846の3まで、</p> <p>3847の1から3847の3まで、</p> <p>3848から3850まで、</p> <p>3851の1から3851の4まで、</p> <p>3852の1、3852の2、3853の1、</p> <p>3853の2、3854の1、3854の2、</p> <p>3855の1から3855の3まで、</p> <p>3856、3857の1、3857の2、</p> <p>3858の1、3858の2、3859、</p> <p>3860の1から3860の5まで、3861、</p> <p>3862、3863の1、3863の2、</p> <p>3864、3865、3866の1の一部、</p> <p>3866の2の一部、3871の2の一部、</p> <p>3872から3875まで、3876の1、</p> <p>3876の2</p>
北場	下田割	<p>1098の1、1098の2、</p> <p>1099から1108まで、1109の1、</p> <p>1109の2、1110から1112まで、</p> <p>1117から1121まで、1122の1、</p> <p>1122の2、1123の1、1123の2、</p> <p>1124から1130まで、1131の1、</p>

	1131の2、1158の1、1158の2、 1159、1160の1、1160の2、 1161の1、1161の2、1162、 1163の1、1163の2、1164、 1165の1、1165の2、1166の1、 1166の2、1167	
--	--	--

及び当該変更に伴う公有地を含む。

# 町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	小新	大通	流通1丁目	—
②	流通1丁目	—	小新流通東	—
③	小新	大通		
④	北場	下田割		

はん 例	
	変更予定区域線
	旧町(字)区域線

縮尺 1 : 3, 0 0 0

議案第 1 1 2 号

**町（字）の区域及び名称の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分  
の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変更後
町	字	地 番	町
打越	真木江向	甲 2 0 8 の 1 の一部、甲 2 0 9 の一部、 甲 2 1 0 の 1 の一部、甲 2 1 0 の 2 の一部、 甲 2 1 0 の 3、甲 2 1 1 の 1 の一部、甲 2 1 2 の 1、 甲 2 1 2 の 2、甲 2 1 3 の 1、甲 2 1 3 の 2、 甲 2 1 4 の 1、甲 2 1 4 の 3、甲 2 1 6 の 1、 甲 2 1 6 の 2、甲 2 1 7 の 1、甲 2 1 7 の 2、 甲 2 1 8 の 1、甲 2 1 8 の 2、甲 2 1 9 の 1、 甲 2 1 9 の 2、甲 2 2 0 の 1、甲 2 2 1 の 1、 甲 2 2 2 から甲 2 2 4 まで、甲 2 2 5 の 1、 甲 2 2 6 の 1、甲 2 2 7 から甲 2 2 9 まで、 甲 2 3 0 の一部	打越

福島	浦谷地	814の一部、815、816の1、816の2、 817の1、817の2、817の3、818の2、 819、820、821の一部、831の一部、 832の一部、843の一部、844の1の一部、 844の2の一部、855の3の一部	
打越	真木江向	甲201、甲202の1、甲202の2、甲203、 甲204の1、甲204の2、甲205、甲207、 甲208の1の一部、甲209の一部、 甲210の1の一部、甲210の2の一部	羽黒
羽黒	西	3027の一部、3028の1、3028の2、 3029、3030の1、3030の2、 3031の1、3031の3、3032の一部、 3035の1の一部、3035の2、3035の3、 3036の1、3036の2、3037	
河間	念佛塚	23から29まで、30の1、30の2	河間
福島	前新田	275から279まで、 280の1から280の3まで、281から292まで	
打越	真木江向	甲210の2の一部、甲211の1の一部、 甲230の一部、甲231から甲233まで	福島
羽黒	西	2805の1、3022の1、3022の2、 3023の2、3024の1、3025の1、 3025の3、3026、3027の一部、 3032の一部、3033、3034、 3035の1の一部	

	東	1 5 6 8 の 1、1 5 6 8 の 2、 1 5 6 9 から 1 5 7 3 まで
河間	島先	6 1 の 5
	念佛塚	1 の 1、1 の 3、1 の 7、2 の 1、2 の 2、3 の 1、 3 の 2、5 から 1 0 まで、1 1 の 1、1 1 の 2、 1 2 の 1、1 2 の 2、1 3 から 1 6 まで、1 7 の 1、 1 7 の 2、1 8 の 2
福島	浦谷地	8 1 1 から 8 1 3 まで、8 1 4 の一部、8 2 1 の一部、 8 2 2、8 2 3、8 2 4 の 1、8 2 5、8 2 7 の 1、 8 2 7 の 2、8 2 8 から 8 3 0 まで、8 3 1 の一部、 8 3 2 の一部、8 3 3 から 8 4 0 まで、8 4 1 の 1、 8 4 1 の 2、8 4 2、8 4 3 の一部、8 4 4 の 1 の一部、 8 4 4 の 2 の一部、8 4 5 の 1、8 4 5 の 2、 8 4 6 の 1、8 4 6 の 2、8 4 7 の 1、8 4 7 の 2、 8 4 8 の 1、8 4 8 の 2、8 4 9 の 1、8 4 9 の 2、 8 5 0 の 2、8 5 0 の 3、8 5 1 の 1、8 5 1 の 2、 8 5 2 の 1、8 5 2 の 2、8 5 3 の 1、8 5 3 の 2、 8 5 4 の 1、8 5 4 の 2、8 5 4 の 4、8 5 4 の 5、 8 5 5 の 1、8 5 5 の 3 の一部、8 5 6 から 8 6 2 まで、 8 6 3 の 1、8 6 3 の 2、8 6 4 から 8 6 6 まで、 8 8 0 から 8 8 6 まで
	金塚	4 7 の 1、4 7 の 3、4 9 から 5 8 まで、5 9 の 1、 5 9 の 2、6 0 から 6 3 まで、6 4 の 1、6 4 の 2、 6 8、7 4、7 5 の 1、7 6 の 1、7 7 の 1、4 9 3

上向

367の1、369の2、372、373、374の1、  
375の1、375の2、375の3、376の1、  
376の2、382の1、382の4、  
383から389まで、390の1、390の2、  
391から393まで、488の1、488の2、  
489の1、490の1、491の1、492の1、  
492の2、493の1、493の2、493の4、  
496の1、501の1、502の1、502の2、  
504の2、505の1、505の2、506の1、  
507の2、508の1から508の3まで、  
509の1、509の2、510、511、512の1、  
512の2、513から517まで、518の1、  
518の2、519、520、524、525の2、  
526の2、526の3、  
527の1から527の4まで、528の2、  
528の3、529の1、529の2、530、531、  
532の2、533の2、534の2、534の3、  
535の1、535の3、535の4、  
536から541まで、542の1から542の3まで、  
547の1、547の2、547の4、548の2、  
549の2、550の1、551、552の1、  
553の1、554の1、555の2、555の3、  
558の1、559の2、559の3、  
560の1から560の5まで、561の4、  
561の5、562の1、562の2、563、

	564の1、566
前新田	<p>78の1、79の1、79の3、80から84まで、  85の1、86から96まで、97の1、98の1、  99、100、101の1、101の2、102の1、  102の2、103、104、105の1、105の2、  106から117まで、118の1、118の3、  119、120の1、120の2、  121から144まで、145の1、145の2、  146、147の1、147の2、148、149の1、  150の1、151の1、151の3、152の1、  153の1、154の1、154の2、155の1、  156の1、156の2、157の1、158の1、  159の1、160の1、160の3、161の1、  162の1、163の1、164の1、165の1、  166の1、166の2、167の1、168の1、  169の1、170の1、171の1、172の1、  173の1、173の2、174の1、175の1、  175の2、176の2、176の3、184の1、  184の3、185の1、185の2、186の1、  186の2、187の1、187の2、188の1、  189の1、190の1、191の1、192の1、  193の1、193の2、194の1、195の1、  196の1、197の1、197の3、198の1、  199の1、200の1、201の1、201の2、</p>

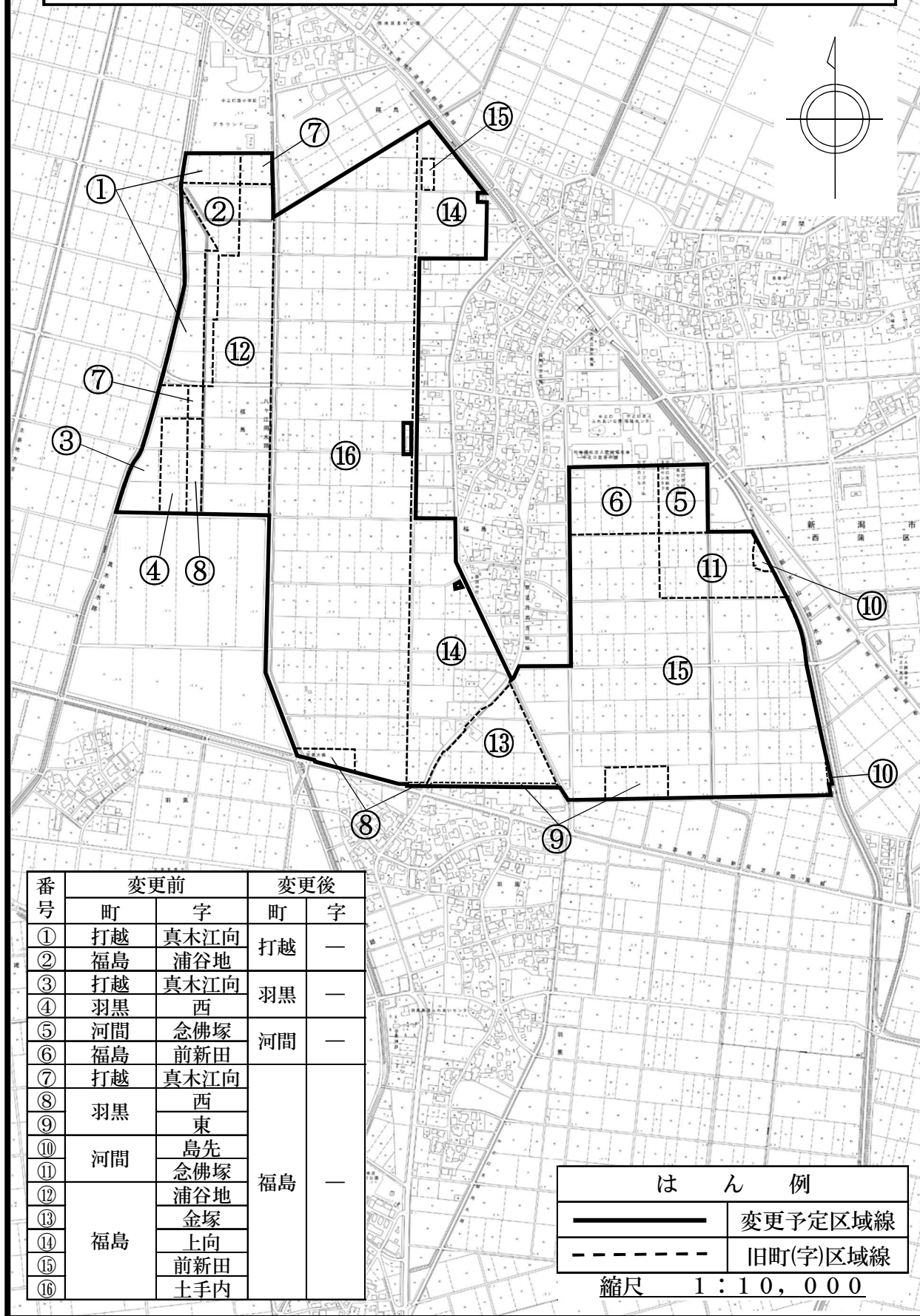


	<p>202の1、203の1、204の1、205の1、  208の1、209の1、210から212まで、  213の1、213の2、214から222まで、  223の1、223の2、224から228まで、  246から251まで、252の1、252の2、  253から263まで、371</p>
土手内	<p>567、568の1、569の1、570の1、  571の1、572の1、573から580まで、  581の1、581の2、582、583、584の1、  584の2、585の1から585の3まで、  586から595まで、596の1、596の2、  597の1、598、599の1、599の2、  600から602まで、603の1、603の2、  604から615まで、617から622まで、  623の1、624の1、625から629まで、  630の1、630の2、631から636まで、  637の1、637の3、638の1、639の1、  640の1、643の1、644の1、646の1、  647の1、648の1、651の1、655の1、  656の1、656の3、657の1、658の1、  658の5、659の1、660の1、661の1、  662の1、663の1、664の1、665の1、  666の1、667の1、668の1、669の1、  670の1、671、672、673の1、673の2、</p>

674の1、674の2、675から680まで、  
681の1、681の2、682の1、683の1、  
684から694まで、695の1、695の2、  
697から702まで、703の1から703の3まで、  
704の1、704の2、705から707まで、  
708の1、709の1、709の2、710の1、  
711の1、712の1、713の1、714の1、  
715の1、716の1、717の1、718の1、  
719の1、720の1、721の1、722の1、  
722の2、723の1、724の1、725の1、  
726の1、727の1、728の1、729の1、  
730の1、731の1、732の1、733の1、  
734の1、735の1、736から738まで、  
739の1、739の2、740から745まで、  
746の1、746の3、747から757まで、  
758の1、758の2、759の1、759の2、  
760の1、761の1、762から772まで、  
773の1から773の3まで、774から785まで、  
786の1、787から806まで、808、  
809の2、810

及び当該変更に伴う公有地を含む。

# 町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後	
	町	字	町	字
①	打越	真木江向	打越	—
②	福島	浦谷地	打越	—
③	打越	真木江向	羽黒	—
④	羽黒	西	羽黒	—
⑤	河間	念佛塚	河間	—
⑥	福島	前新田	河間	—
⑦	打越	真木江向	福島	—
⑧	羽黒	西		
⑨		東		
⑩	河間	島先		
⑪		念佛塚		
⑫		浦谷地		
⑬	福島	金塚		
⑭		上向		
⑮		前新田		
⑯		土手内		

はん例	
	変更予定区域線
	旧町(字)区域線

縮尺 1 : 10,000

議案第 113 号

**新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約**

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 4 号

**当せん金付証票の発売について**

令和 6 年度において、当せん金付証票を総額 5, 0 0 0, 0 0 0 千円の範囲内で発売するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 5 号

### 契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
新潟市食肉センター 冷凍冷蔵設備改修工 事	968,000,000 円	新潟日立・総合設備設計特定共同企業体  代表者  新潟市東区竹尾卸新町 7 5 2 番地 1  0  株式会社 新潟日立  取締役社長 足立 裕  構成員  有限会社 総合設備設計

議案第 1 1 6 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市東総合スポーツセンター、新潟市中地区運動広場、新潟市下山スポーツセンター、山の下海浜公園プール、阿賀野川河川公園野球広場、阿賀野川河川公園多目的運動広場、阿賀野川河川公園庭球場、津島屋公園運動広場	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
新潟市庭球場			

議案第 1 1 7 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市山潟コミュニティハウス	新潟市中央区長 潟 8 2 7 番地	山潟地区コミュニティ協議会	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで



議案第 1 1 8 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市民プラザ	新潟市中央区上 大川前通 9 番町 1 2 6 8 番地 2	株式会社新潟ビルサ ービス	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 9 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市鳥屋野総合体育館	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
新潟市山二ツ運動広場、鳥屋野運動公園野球場、鳥屋野運動公園球技場			
西海岸公園市営プール、西海岸公園少年野球広場、東公園児童プール			

議案第120号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
鳥屋野運動公園 馬場	新潟市中央区女 池南3丁目6番 5号	新潟市馬術協会	令和6年4月1日か ら 令和11年3月31 日まで

議案第 1 2 1 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津地域 交流センター、新 潟市新津本町地 域コミュニティ センター	新潟市秋葉区新 津本町 1 丁目 2 番 3 9 号	新津地域交流セン ター管理運営委員 会	令和 6 年 4 月 1 日か ら  令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
新潟市新関コミ ュニティセンタ ー	新潟市秋葉区下 新 3 6 4 番地 1	新関コミュニティ 協議会	
新潟市小須戸地 区ふれあい会館	新潟市秋葉区矢 代田 3 5 番地	山の手コミュニテ ィ協議会	
新潟市新津地区 勤労青少年ホー ム	新潟市秋葉区新 津東町 1 丁目 5 番 1 2 号	新津東部コミュニ ティ協議会	

議案第 1 2 2 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津地域 学園（体育館、相 撲場、弓道場、庭 球場）、新潟市新 津金屋運動広場、 新潟市新津東部 運動広場、新潟市 新津東町庭球場、 阿賀野川水辺プ ラザ公園多目的 運動広場	新潟市中央区東 堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	秋葉区スポーツフィ ールド運営グループ	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
新潟市小須戸体 育館、新潟市小須 戸武道館、雁巻緑 地公園多目的広 場、雁巻緑地公園			

サッカーコート			
---------	--	--	--

議案第 1 2 3 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津 B & G 海洋センター、 新潟市新津七日町運動広場	新潟市中央区上 大川前通 9 番町 1 2 6 8 番地 2	株式会社新潟ビルサ ービス	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 4 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市市之瀬運動広場	新潟市秋葉区中野 5 丁目 1 番 5 0 号	荻川コミュニティ振興協議会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
新潟市小須戸運動広場	新潟市秋葉区矢代田 3 5 番地	山の手コミュニティ協議会	



議案第 1 2 5 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市しろね大 凧と歴史の館	東京都調布市調 布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3	シダックス大新東ヒ ューマンサービス株 式会社	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 6 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市味方体育館、新潟市味方野球場、新潟市月潟野球場、新潟市味方テニスコート、新潟市月潟テニスマ場、新潟市味方 B & G 海洋センタープール、新潟市味方ゲートボール場、新潟市月潟ゲートボール場	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
白根総合公園白根カルチャーセンター、白根総合公園多目的広場、白根			

総合公園テニスコ ート、白根総合公 園多目的コート、 白根総合公園屋内 プール			
---	--	--	--

議案第 1 2 7 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市白根野球場	新潟市中央区東 堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	南区スポーツフイー ルド運営グループ	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第128号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市内野まち づくりセンター	新潟市西区内野 町413番地	内野・五十嵐まちづ くり協議会	令和6年4月1日か ら 令和11年3月31 日まで

議案第 1 2 9 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西総合スポーツセンター、新潟市黒埼地区総合体育館、新潟市山田高架下グートボール場、流通公園庭球場、善久河川敷公園庭球場、寺地河川敷公園庭球場	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第130号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市松野尾地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区松野尾2852番地3	松野尾地域コミュニティ協議会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第 131 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市音楽文化 会館、新潟市民 芸術文化会館	新潟市中央区西 堀前通六番町 8 94 番地 1	公益財団法人新潟市 芸術文化振興財団	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 11 年 3 月 31 日まで



議案第 1 3 2 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市水族館	新潟市中央区西 船見町 5 9 3 2 番地 4 4 5	公益財団法人新潟市 海洋河川文化財団	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 3 3 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市會津八一 記念館	新潟市中央区万 代 3 丁目 1 番 1 号	公益財団法人會津八 一記念館	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第134号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市体育館、新潟市陸上競技場	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	新潟市開発公社・新潟アルビレックスR C	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第 1 3 5 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定管理の期間
	所在地	名称	
新潟市西堀地下駐 車場	東京都千代田区神 田神保町 2 丁目 4 番地	日本パーキング株 式会社	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 3 6 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定管理の期間
	所在地	名称	
新潟市産業振興センター	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 開発公社	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 3 7 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定管理の期間
	所在地	名称	
新潟勤労者総合福祉センター	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 番地 6 9	公益財団法人新潟市開発公社	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第138号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市食肉センター	新潟市西区中野 小屋1631番 地	公益財団法人新潟ミ ートプラント	令和6年4月1日か ら 令和11年3月31 日まで

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北地区スポーツセンター、新潟市濁川運動広場、新潟市南浜運動広場、阿賀野川ふれあい公園野球場、阿賀野川ふれあい公園多目的広場、阿賀野川ふれあい公園テニスコート、阿賀野川ふれあい公園ゲートボール場、太夫浜運動公園球技場	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



議案第140号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市豊栄総合体育館、新潟市豊栄武道館、新潟市豊栄木崎野球場、豊栄南運動公園野球場、豊栄南運動公園屋内ゲートボール場、豊栄南運動公園多目的グラウンド、阿賀野川公園野球場、阿賀野川公園多目的広場、阿賀野川公園ゲートボール場	新潟市北区嘉山488番地3総合体育館内	ハピスカとよさか&アイビス技建共同事業体	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

水の公園福島潟 遊水館、水の公 園福島潟木舟水 路			
------------------------------------	--	--	--

議案第 1 4 1 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
水の公園福島潟 来亭、水の公園福 島潟水の駅「ビュ ー福島潟」、水の 公園福島潟キャン プ場	新潟市中央区東 堀通一番町 4 9 4 番地 3	福島潟推進グループ	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 2 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田総合体 育館、新潟市亀田 運動広場、かわね 公園多目的グラウ ンド	新潟市中央区白 山浦 1 丁目 6 1 3 番地 6 9	公益財団法人新潟市 開発公社	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 3 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市横越総合 体育館	新潟市中央区東 堀通一番町 4 9 4 番地 3	横越総合体育館運営グ ループ	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 4 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新津本町 3 丁目駐 車場、新津本町 4 丁目駐車場	新潟市秋葉区新 津本町 3 丁目 1 番 7 号	新津商工会議所	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第145号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
石油の世界館、里山ビジターセンター、古代館	新潟市西蒲区漆山8700	株式会社関越サービス	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第146号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市総合福祉 会館	新潟市江南区両 川二丁目392 7番地15	株式会社ヴァーテッ クス	令和6年4月1日か ら 令和11年3月31 日まで



議案第 1 4 7 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
松浜ひまわりクラブ、太夫浜ひまわりクラブ、葛塚東ひまわりクラブ、木崎ひまわりクラブ、早通南ひまわりクラブ、大形ひまわりクラブ、東山の下ひまわりクラブ、桃山ひまわりクラブ、牡丹山ひまわりクラブ、東中野山ひまわりクラブ、南中野山ひまわりクラブ、江南ひまわりクラブ	新潟市中央区八千代1丁目3番1号	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

ブ、浜浦ひまわり  
クラブ、鏡淵ひま  
わりクラブ、白山  
ひまわりクラブ、  
日和山ひまわりク  
ラブ、万代長嶺ひ  
まわりクラブ、沼  
垂ひまわりクラ  
ブ、山潟ひまわり  
クラブ、上所ひま  
わりクラブ、鳥屋  
野ひまわりクラ  
ブ、笹口ひまわり  
クラブ、女池ひま  
わりクラブ、有明  
台ひまわりクラ  
ブ、南万代ひまわ  
りクラブ、上山ひ  
まわりクラブ、桜  
が丘ひまわりクラ  
ブ、丸山ひまわり  
クラブ、大淵ひま  
わりクラブ、亀田  
ひまわりクラブ、  
早通ひまわりクラ

ブ、亀田西ひまわりクラブ、新津第一ひまわりクラブ、新津第三ひまわりクラブ、金津ひまわりクラブ、矢代田ひまわりクラブ、根岸ひまわりクラブ、味方ひまわりクラブ、小針ひまわりクラブ、新通ひまわりクラブ、赤塚ひまわりクラブ、五十嵐ひまわりクラブ、東青山ひまわりクラブ、大野ひまわりクラブ、黒崎南ひまわりクラブ、山田ひまわりクラブ、立仏ひまわりクラブ、岩室ひまわりクラブ、和納ひまわりクラブ、曾根ひまわり

クラブ、鑑郷ひま わりクラブ、升潟 ひまわりクラブ、 中之口東ひまわり クラブ、松野尾ひ まわりクラブ、漆 山ひまわりクラ ブ、巻北ひまわり クラブ			
--	--	--	--

議案第148号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
濁川ひまわりクラブ、葛塚ひまわりクラブ、中野山ひまわりクラブ、関屋ひまわりクラブ、新潟ひまわりクラブ、紫竹山ひまわりクラブ、亀田東ひまわりクラブ、白根ひまわりクラブ、臼井ひまわりクラブ、月潟ひまわりクラブ、新通つばさひまわりクラブ、内野ひまわりクラブ、真	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

砂ひまわりクラ ブ、坂井輪ひまわ りクラブ、坂井東 ひまわりクラブ、 西内野ひまわりク ラブ、潟東ひまわ りクラブ、中之口 西ひまわりクラ ブ、巻南ひまわり クラブ			
---	--	--	--

議案第 149 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
下山ひまわりクラブ	新潟市東区太平 2 丁目 7 番地 1 7	社会福祉法人下山 福社会	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第150号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
竹尾ひまわりクラブ、曾野木ひまわりクラブ、両川ひまわりクラブ、東曾野木ひまわりクラブ、横越ひまわりクラブ、小須戸ひまわりクラブ	新潟市中央区東大通2丁目2番18号タチバナビル6階	新潟県ビル管理協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



議案第151号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
山の下ひまわりクラブ	新潟市東区古川町 4番12号	山の下地区コミュニティ協議会	令和6年4月1日から
木戸ひまわりクラブ	新潟市東区中山4 丁目2番6号	特定非営利活動法人新潟市木戸地域コミュニティ協議会 木戸ひまわりクラブ運営委員会	令和11年3月31日まで
小林ひまわりクラブ	新潟市南区下木山 613番地	小林コミュニティ協議会	

議案第 152 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市母子生活 支援施設ふじみ 苑	新潟市中央区八 千代 1 丁目 3 番 1 号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 153 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市急患診療センター	新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 11 号新潟市総合保健医療センター 5 階	一般社団法人新潟市医師会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 154 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市口腔保健福祉センター	新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 11 号新潟市総合保健医療センター 4 階	一般社団法人新潟市歯科医師会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 155 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
三ツ森児童館、早 通児童センター、 豊栄児童センタ ー	東京都調布市調 布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3	シダックス大新東ヒ ューマンサービス株 式会社	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 9 年 3 月 31 日 まで

議案第156号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家両川荘	新潟市江南区嘉瀬1476番地	両川地区コミュニティ協議会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第 157 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家 曾野木荘	新潟市江南区天 野 2 丁目 8 番 1 号	曾野木荘運営委員会	令和 6 年 4 月 1 日か ら 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第158号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市南区白根健康福祉センター	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで



議案第159号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市ふれあい健康センター	新潟市中央区川岸町一丁目53番地1	福田道路・オーエンスグループ	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第160号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白山公園市民茶亭遊神、白山公園燕喜館	新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2	株式会社新潟ビルサービス	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第161号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白山公園駐車場	新潟市中央区白 山浦1丁目61	公益財団法人新潟市 開発公社	令和6年4月1日か ら
新潟市天寿園	3番地69		令和11年3月31 日まで

諮問第 2 号

**人権擁護委員候補者の推薦について**

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 5 年 12 月 4 日提出

新潟市長 中原 八一

中野 睦宗

阿部 幸代

加藤 文子

藤田 哲也

高野 典子

新井 秀和